

令和 6 年第 4 回定例会

長 柄 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 12月 4 日 開会
令和 6 年 12月 5 日 閉会

長 柄 町 議 会

令和6年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月4日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	9

本 吉 敏 子 君	9
-----------	---

1. 子育て支援について
2. 買い物弱者対策について
3. 高齢者の移動手段の確保について
4. 結婚支援について

鶴 岡 喜 豊 君	21
-----------	----

1. 長柄町の集会場のリフォームの補助金交付について
2. 旧昭栄中跡地について
3. 長柄町第8支団の再編について
4. 移動スーパーの運行について

宮 坂 陽一郎 君	37
-----------	----

1. 本会議等における質疑応答結果のフォローに関して対応状況をホームページで公開することになっていますが、検討結果と実施時期を伺いたい。
2. 旧水上小学校の売買契約の履行状況について伺いたい。

3. 台風などの災害に対する対策に関して伺いたい。

高 橋 智恵子 君.....54

1. 長柄町の子育てについて

2. 食育活動の推進について

金 坂 光 章 君.....65

1. 月岡町長の町政運営の実績と今後の方針について

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....68

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....69

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....76

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....79

○散会の宣告.....80

第 2 号（12月5日）

○議事日程.....81

○出席議員.....81

○欠席議員.....81

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....81

○本会議に職務のため出席した者の職氏名.....82

○開議の宣告.....83

○諸般の報告.....83

○議案第4号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....83

○認定第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決.....99

○請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決.....104

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....109

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決.....115

○閉議及び閉会の宣告.....116

○署名議員.....119

令和6年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和6年10月30日

長柄町長 月 岡 清 孝

1 期 日 令和6年12月4日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	金 坂 光 章 君	2 番	宮 坂 陽一郎 君
3 番	佐久間 繁 英 君	4 番	神 崎 清 美 君
5 番	高 橋 智恵子 君	6 番	岡 部 弘 安 君
7 番	鶴 岡 喜 豊 君	8 番	池 沢 俊 雄 君
9 番	本 吉 敏 子 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	三 枝 新 一 君	12 番	柴 田 孝 君

不応招議員（なし）

令和6年長柄町議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月4日(水曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第 4 一般質問

日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度長柄町一般会計補正予算(第4号))

日程第 6 議案第 1号 長柄町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について

日程第 7 議案第 2号 長柄ダム水質保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

出席議員(12名)

1番	金 坂 光 章 君	2番	宮 坂 陽一郎 君
3番	佐久間 繁 英 君	4番	神 崎 清 美 君
5番	高 橋 智恵子 君	6番	岡 部 弘 安 君
7番	鶴 岡 喜 豊 君	8番	池 沢 俊 雄 君
9番	本 吉 敏 子 君	10番	古 坂 勇 人 君
11番	三 枝 新 一 君	12番	柴 田 孝 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	白 井 浩 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君

税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	内 藤 文 雄 君
福 祉 課 長	佐 藤 幹 宏 君	建設環境課長	若 菜 聖 史 君
産業振興課長	山 田 比呂貴 君	会 計 管 理 者	小 川 久美子 君
こ ども 園 長	川 嶋 静 雄 君	教 育 長	酒 井 昌 史 君
学校教育課長 兼 学 校 給 食 センター所長	西 周 信 幸 君	生涯学習課長 兼 公 民 館 長	石 井 和 子 君
選 挙 管 理 委員会書記長	白 井 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 比呂貴 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	野 口 知 希
議 会 書 記	那 須 悠 太		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和6年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

2番 宮 坂 陽一郎 君

3番 佐久間 繁 英 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（柴田 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月4日から明日5日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月4日から明日5日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

また、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。令和6年8月から10月分の例月出納検査結果報告書が提出されました。

いずれも印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承願います。

ここで、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の本吉敏子議員から、広域議会第2回定例会の報告をしたいとの申出がありましたので、発言を許します。

本吉敏子議員。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。また、傍聴人の皆様、早朝よりご苦労さまでございます。長生郡市広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。

8月29日、令和6年第2回議会定例会において上程されました認定案第1号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号 特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算、認定案第3号 水道事業会計決算及び認定案第4号 病院事業会計決算の認定案4件につきまして、9名の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され、その審査を付託されたところであります。

本委員会は、本会議にて設置された後、直ちに第1回特別委員会を開催し、正副委員長の互選及び審査日程について協議いたしました。

その結果、委員長に私、本吉敏子を、副委員長に小久保ともこ委員を選任し、審査日程9月26日の1日といたしました。

これにより、第2回特別委員会を9月26日、付託された認定案4件について、当局から管理者ほか関係職員の出席を求め、監査委員の決算審査意見書や当局から提出のあった審査資料を基に慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について一部ご報告いたします。

全ての審査資料につきましては、議員の皆様へ配付させていただいておりますので、ご確認ください。

さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、管理者に対する総括質疑ですが、認定案第1号から第4号まで、特に質疑はありませんでした。

次に、事務担当部局に対し、会計ごとに審査を行いましたので、その結果について一部概略を申し上げます。

認定案第1号 令和5年度一般会計歳入歳出決算について、歳出から質疑が行われ、4款衛生費1項保健衛生費では、子供の救急講習の内容はとの質疑に対し、小学校や保育所等の保護者が集まる機会を活用し、夜間の救急医療機関への適正受診の啓発と、地域の医療体制や医療資源の状況等を説明する出前講座を地区医師等とともにに行っているものとの答弁がありました。

また、夜間待機施設業務委託料2億300万円余の内容はとの質疑に対し、二次待機病院への委託料で、毎日夜8時から翌朝6時まで6病院が交代で行っているものとの答弁がありました。

2項清掃費では、資源化推進費のうち再商品化委託料の内容はとの質疑に対し、収集した資源ごみのうち、その他の色のガラス瓶を容器包装リサイクル法に基づく指定法人へ再商品化の業務を委託するものとの答弁がありました。

5款消防費では、公有財産購入費の支出済額2,700万円余の内容と繰越明許費5,300万円余の理由はとの質疑に対し、購入手続が済んだ西消防署建設用地購入費用が支出済額で、契約交渉中の南消防署建設用地購入費用を繰越明許費としたものとの答弁があり、西と南で金額に大きな開きがある理由はとの質疑には、現況の地目が田と畑によるもの、南については敷地面積が広く、最大の大きさを予算化させていただいたことによるものとの答弁がありました。

また、全国的に消防団員が減少している中、消防本部として非常備消防をどのように考えているのかとの質疑に対し、団員の減少はとても憂慮しており、災害時には常備消防は非常備消防でできない救急搬送や消防業務などの重きを置き活動するので、そのほかの業務については消防団の力が必要と考えている。団員の確保に向けては、昨年度に報酬の引上げを行うとともに、操法大会についてもその在り方について検討しているところとの答弁がありました。

次に、認定案第2号 令和5年度特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定案第3号 令和5年度水道事業会計決算について、歳入歳出一括して質疑は行われ、テレビなどで有機フッ素化合物による水道水の汚染について耳にするが、長生広域での対応はとの質問に対し、令和6年5月29日付で国土交通省及び環境省の水道担当課から水道水におけるフッ素化合物の調査依頼があり、自己水源の3水系、九十九里地域水道企業団から受水分のいずれも検出

なし、もしくは国の暫定目標以下の結果であったとの答弁がありました。

次に、現在の加圧ポンプ場の数と維持管理状況はとの質疑に対し、加圧ポンプ場は圏域内に20か所程度あり、内面清掃を定期的に行い、亀裂等が生じた場合には応急的に修繕費で修理している状況であるとの答弁に続き、災害時に加圧タンク内の水は使えるのかとの質疑に対し、電力の供給が止まったときには送水できないが、受水槽内の水をくみ出すことは可能であるとの答弁がありました。

最後に、認定案第4号 病院事業会計決算について一括質問が行われ、光熱水費や修繕費、研究研修費においてかなり不用額が出ているがその要因はとの質疑に対し、光熱水費はコロナ病棟の閉鎖後、夜勤看護師の不足によりC5病棟を運用できず空調や給排水を使わなかったということと、職員に対して節電・節水を心がけるよう周知をした結果も出ていると考えている。

修繕費は、C棟の建設改良を見込んでいたが、修繕計画により6年度に事業が変更になったことによるもの。また、研究研修費は、オンラインによる研修や会議が大幅に増え、旅費の支出が減ったことによるものとの答弁がありました。

次に、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた損益が1億700万円余の純損失とのことだが、その要因はどう分析しているのかとの質疑に対し、C5病棟を9月まで閉鎖して運用できなかったことが一番大きく影響していると考えているとの答弁に続き、アクションプランの最終年度に当たり、令和6年度は持ち直しているのかとの質疑に対し、今年度はC5病棟もフルに使い、6月、7月頃からは85%前後の病床稼働率で、日によってはベッドが足りないという状況にもなっているとの答弁がありました。

また、外来患者については発熱患者が少なくなり、初診患者は減っているが、その分、入院が必要な患者の紹介や救急を受けて収益を上げており、本来の急性期病院の収益の在り方に近づいてきていると考えているとの答弁がありました。

以上が、各会計決算における主な質疑応答の概要であります。

本委員会は、以上のような内容を踏まえ、付託された認定案第1号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算、認定案第2号 特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算、認定案第3号 水道事業会計決算及び認定案第4号 病院事業会計決算は、採決の結果、委員全員の賛成をもっていずれも認定することに決しましたので、11月25日の本会議にて決算審査特別委員会の報告をさせていただきました。

以上で、長生郡市広域市町村圏組合議会決算審査特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（柴田 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、あらかじめ通告した内容以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内としておりますので、時間内に終わるようにお願いします。

本日、質問順位1番から5番までの全てを行います。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉敏子議員。

○9番（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。9番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。傍聴人の皆さま、早朝よりありがとうございます。

今年を振り返ってみますと、1月に発生した能登半島地震では、お正月の一家団らんの中、突然の地震で、誰もが目を疑ったことと思います。さらに、9月には、被災地能登半島が豪雨に見舞われました。早期の復旧・復興に総力を挙げておられると思いますが、いつどこで起きるかもしれない災害に、常日頃から一人一人はもちろんです。本町としても防災・減災対策、避難所の環境改善につなげ、町民の命と暮らしを守る責任があると思います。今後、本町においても対策を進められるよう、町長をはじめ議員の皆様とともに進めるべきだと考えております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、1項目め、子育て支援について伺います。

本町は、こども園と小学校、中学校の園児、児童・生徒分の給食費は無償となっております。今

後、町内に住んでいる児童・生徒で町外に通われる児童・生徒に対しての支援も必要ではないかと思われませんが、その支援体制についてお伺いいたします。

2 項目め、買物弱者対策についてお伺いいたします。

現在、株式会社千葉薬品、ヤックスさんによるご好意によって、移動スーパーが昨年11月より毎週月曜日に町内の8地区を回っていただいております。心より感謝申し上げたいと思います。私も利用したことがあります、利用されている皆さんからはとても喜んでいるお声が聞こえてきます。丸1年が経過しましたが、現在の移動スーパーの取組の進捗状況をお伺いいたします。

次に、3 項目め、高齢者の移動手段の確保についてお伺いいたします。

「ふれあいながら演芸発表会」が10月27日、作品展示と実演が11月2日、また11月4日には「歌と笑いのオンステージ」が開催されました。その際には、高齢者の移動手段として、ながら号、町内巡回のバスが運行されました。時刻表とルートが決められており、広報や防災無線でも周知されておりましたが、町民の皆様の利用状況についてお伺いいたします。

4 項目め、結婚支援についてお伺いいたします。

昨日発表がありました国立社会保障・人口問題研究所によりますと、将来人口推計の中位推計で示された2024年の我が国の出生数は、前年比5.8%減の68.5万人になる見通しでした。出生数の減少ベースに明らかな加速が認められた2016年から2023年までの年平均の減少率は4.4%であったことから、1人の女性が一生涯に産む子供の数も相当する合計特殊出生率は、過去最低だった前年の1.2%を大きく下回り、8年連続で過去最少を更新するなど、少子化が加速しております。

その大きな要因の一つは、未婚者の増加だそうです。50歳時の未婚率は上昇傾向にあり、20年の国勢調査で、男性は約3割女性は2割とのことでした。言うまでもなく、結婚は個人の自由です。ただ、結婚したくてもできない人がいることに目を向け、政策的なサポートを検討することは大切なことであると思います。

公明党青年委員会の議員が若者と直接議論するユースディスカッションのアンケートでは、公的な結婚支援の必要性を9割の方が認めているそうです。具体策として、経済的な支援を求める声が最も多かったと伺っています。安心して新生活を送れるよう、経済面での支援も強化すべきである。また、出会いの場づくりも要望が強かったようです。

また、2023年の明治安田生命いい夫婦の日に関するアンケート調査でも、出会って1年以内に結婚した夫婦の出会いのきっかけは、マッチングアプリ25%、職場の同僚、先輩、後輩は25%が同率でトップで、今や4人に1人がマッチングアプリで結婚する時代です。結婚に関心があっても、アプリの利用が不安、どうやって婚活したらいいのか分からないなどの理由で活動していない、そん

な方の婚活を後押しするため、伺いたいと思います。

まず、1点目、官民が連携して結婚支援サービスやA Iを活用したマッチングアプリなど計画してはどうかと思いますが、お伺いいたします。

2点目、経済的な課題として、結婚したくてもできない人の中に、進学のための奨学金の支払いが残っていて、パートナーに迷惑かけられないとの声もあります。地域における少子化対策の推進、お金のかかる結婚準備、結婚に伴う様々な経済的支援として結婚祝い金の支援を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、3点目、結婚意識を高める、明年、町制施行70周年の記念イベントとして、公民館でセミナーまた講演会などを考えられないか、お伺いいたします。

以上で1点目の質問を終わります。

○議長（柴田 孝君） 初めに、ただいまの1項目の質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。本吉議員の1項目め、子育て支援についてお答えいたします。

本町では、子育て支援政策の一環として、保護者の経済的な負担軽減を目的に、町内の学校に通う児童・生徒に加え、町外においても給食を実施している公立の小中学校に通う児童・生徒を対象に、令和4年12月から給食費の無償化を行っております。

一方、給食が実施されていない私立学校等に通う児童・生徒や食物アレルギーにより標準的な給食を食せない児童・生徒の保護者は、給食費の無償化の利得を受けていない状況にあります。

このことから、給食費相当の保護者の経済的な負担軽減を補助金として支援している自治体の取組を参考に、町としてどうあるべきか、研究・検討してまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 答弁、ありがとうございました。これからそういう参加されるところを研究してまいるといことでありましたので、できれば小さな町でも才能がある子供の芽を伸ばすことができると思います。今後、またそのような選択肢を増やしてあげることができる、また環境づくり、また誇れる町としてご配慮いただければと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目の質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 2 項目め、移動スーパーの取組状況についてお答えいたします。

移動スーパーは、地域における買物弱者や高齢者の生活支援において非常に重要な取組であり、特に交通手段が限られている方々にとって、必要な商品を手軽に入手できる貴重な手段であると認識しております。

移動スーパーの利用状況につきましては、導入当初から多くの方々の利用があり、特に高齢者の利用が高いことが特徴となっています。

具体的な数字としましては、導入からの利用者数は、開始から 1 年で延べ約 2,400 人に達しました。この結果は、本事業への町民への皆様からの期待と信頼の表れであると考えております。

移動スーパーは、単なる買物支援にとどまらず、高齢者の孤立防止や地域コミュニティの活性化にも寄与しています。

町といたしましては、移動スーパーが地域社会において重要な役割を果たす存在であることから、今後も利用者の声を反映させながら、運営事業者と連携を密にし、その運営がより効果的かつ持続可能なものになるよう、可能な限り支援に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9 番、本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

本当に利用されている方はとても喜んでいる声が多かったです。販売場所も、広報ながらで募集結果を受けて千葉薬品さんと検討していただき調整が行ったわけなんですけれども。

販売場所については、募集のときにちょっと気がつかずに、ぜひ私たちの地域でもお願いしたかったとの声がありましたけど、今後はどのようなというか、そういう声というのは上がっていますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ヤックスさんが始めたとき、追加で私どももできないかというところでお問合せをいただいたところでございます。

ただ、ヤックス、1 日に回る回数とか巡回場所というのに限度がございますので、大変申し訳ないですけども、今回に限りちょっとお断りしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9 番、本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） 分かりました。

例えば、商品等がなくなった場合などの対処方法だとかというのはどういうふうな形になっているか、教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えします。

ヤックス様におきましては、利用者個別に商品のリクエストを受け付ける体制を整えてございます。これにより、利用者の皆様が必要とされる商品を事前に把握して、巡回時に確実にお届けできるよう努めているということでございます。いわゆる、ご用聞きのような役割を果たしてございます。急ぎの場合には、宅急便を利用して商品を届ける仕組みも整えていることでございます。

このようなサービスは、利用者のニーズに応じた柔軟な対応が可能となりまして、利用者の皆様と信頼関係を築く上で非常に重要であり、大変ありがたい支援となっております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ありがたいなと思います。ご用聞きというお話がありましたけれども、本当に利用される方は、その場で物がなくなったりとかした場合には、これが欲しかったのになというような声があると思いますので、また宅急便で、もし急な場合急ぎはということで、私も何回か利用させていただきました。ヤックスさんですので、薬等も販売されていて、皆さんすごく利用しやすいというような、そういう声もありましたので、これからもぜひお願いしたいなというふうに思っております。

例えば、住民の皆さんの声を聞いて、今まで皿木のほうから回っていたと思いますけれど、このコースをまた変えるだとかと、そういうことというのは何か今後考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） おかげさまで開始から1年経過しておりまして、既に地域の利用者の皆様の時間帯が定着しているという状況であることも事実でございます。これまでの運行において、利用者の皆様には一定の利便性を提供できると認識しております。

このため、急な変更を行うことは、逆に利用者の混乱を招くという可能性があるため、慎重な対応が必要と町としては考えております。

しかしながら、巡回の順序の変更については、地域ごとの特性とか利用者の生活スタイルを考慮しながら、事業者と十分な協議を進めることが必要であると考えております。

変更を行う際は、事前の利用者への周知を徹底して、意見を反映させるプロセスが重要と考えて

おります。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9 番、本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） そうですね、また住民の皆様のお声をしっかりと聞きながら、これからも進めてまいりたい、お願いしたいと思います。

また、今後、ほかの事業者の移動販売等が買物支援をされる予定だとかというのはあるのか、計画的にはどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 新しい事業者というところで、現在、マックスバリュ様が、試験的ではございますが、町内で運営のお話をいただいております。自治会等に希望調査を行って、今後、自治会説明会などを予定して、事業者と運営スケジュール等の実施に向けて調整を行い、前に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9 番、本吉議員。

○9 番（本吉敏子君） ありがたいなと思います。マックスバリュさんが入っていただきながら、また何か所かのそういう皆さんが選べるということが一番いいことかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

第5次総合計画の中で、中学生に聞いた、もしも町長だったらやってみたいことのアンケートの第1位があったと思います。買物が便利な町にするが5割で、最も高かったと思います。これからも、買物弱者の応援ができるように、さらに対策をよろしくお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3 項目めをお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、3 項目めの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 「ふれあいながら文化祭」でのながら号の町内巡回についてお答えいたします。

文化・芸術等に係る公民館の活動団体等が一堂に会し、活動発表の場として、また地域交流の場となるよう、年に一度、公民館を会場として文化祭を開催しております。一人でも多くの方のご来場とのことから、期間中3日間、町内を巡回する形でながら号の運行を実施いたしました。

バスの時刻表につきましては、広報誌、町ホームページ、LINEに掲載し、また公民館館内に

もポスターサイズで掲示するとともに、防災行政無線でも放送し、周知をしたところでございます。

当日来館された方の交通手段といたしましては、ほとんどの方がご友人やご近所の方など、乗用車の乗り合わせでご来館されていたように思われます。バスの利用実績といたしましては、3日間でお一人だけのご利用でした。

本件につきましては、今後も町文化祭実行委員会の中で検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 今回の「ふれあいながら演芸発表会」等に関しましては、友人や近所の方が一緒に来られたということで、一人でも多くの方がご来場していただくことが、一番本当に望ましいというものあるんですけれども、ちょっと利用者さんが1名だったということは、せっかくバスを運行していただいたのにもかかわらず、大変残念だったなというふうに思います。

周知の方法など、ほかの何か問題があったのか、またその結果に対しての改善点は何か考えているのか。ちょっと友人や近所の方と一緒に来られたということもお話がありましたけれども。参加された人たちは、例年と比べてどのくらい多かったのか、少なかったのか分かりましたら、教えていただきたいと思います。

そして、また、今後、町の実行委員会等で考えていくということで、協議していくというふうにお話がありましたけれども、その前に、何か結果に対して改善点等が何かありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 石井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（石井和子君） お答えいたします。

来館者につきましては、平年より多かったと思われまして。

先ほど教育長の答弁で申し上げましたとおり、周知といたしましては、広報誌、町ホームページ、LINEに掲載し、また公民館館内に掲示、防災行政無線など実施をいたしました。

昨年の2名のご利用と今年度の状況を踏まえまして、今後の送迎のありようなどを町文化祭実行委員会に諮り、ご意見などをいただきながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 来館者は多かったということでありました。送迎の仕方ということで、巡回バスということで、ながら号だったもので、今後はやっぱり町の実行委員会の皆さんと協議をしていかれるということでありますので、ながら号じゃなくてもいいのか、もっとほかのことを考えら

れるようなことを、今後検討していただきたいというふうに思います。やっぱり一人でも多くの方が来場していただくということで、今までよりも多かったということで、ちょっと安心はしたんですが、もう少し皆さんが利用しやすいような方向を、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

例えば、農林商工まつりは、ながら号は運行されましたが、中学生の吹奏楽の皆さんだったと思うんですが、その間に利用するような考えだとかというのはありますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

農林商工まつりでは、例年、ながら号は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、イベントにご参加いただくこども園の園児や小中学校の生徒の送迎に活用しておるところでございます。今年度は、長柄中学校の生徒の送迎を行ったところでございます。

ながら号の巡回バスとして運行する場合、祭りの開催時間やイベントに参加する園児、生徒のスケジュール、さらには町内一円を巡回するために必要な時間などを総合的に考慮しますと、巡回バスとしての運行は難しいものと思慮するところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 乗り降り、乗車以降、何か利用が可能であるならば、ちょっと時間配分は難しいということでありましたが、またこれからも検討していただきたいというふうに思います。

来年度からの高齢者の移動手段の確保の実現がスタートする予定ですが、その運用に対して、運行の在り方もしっかりと検討して、一人でも多くの方が利用しやすい、行事等の参加につながるように考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、4項目の質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 4項目め、結婚支援についてお答えいたします。

まず、最初に、本町では結婚相談所においてマッチングの機会を設けております。

ご質問の民間が連携したマッチングサービスの計画につきましては、現在のところございませんが、他自治体の事例を参考に、今後、町結婚相談所等の関係機関と協議してまいります。

次に、2点目の結婚祝い金の経済的な支援についてですが、本町では、現在、結婚世代を含めた幅広い移住・定住施策を実施していることから、結婚に特化した支援については考えておりません。

次に、3点目の結婚意識を高めるため、町制施行70周年記念イベントとして、セミナーや講演会

などをしたらどうかというご提案についてですが、結婚に関しましては、町結婚相談所がマッチングイベントを実施するなど、様々な活動を行っていただいているところです。町といたしましては、70周年の節目にとらわれることなく、まずは町結婚相談所と連携しつつ、セミナーや講演会の実施について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 再質問させていただきたいと思います。

2021年度から、国は自治体が行うAI、人工知能を活用した婚活支援事業補助金交付があると思いますが、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

こういった施策は有効であると考えていただけるのか、また私自身はできることは何でも挑戦すべきだと思いますけども、その辺はお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご指摘のAI等のマッチングサービスに関する補助金としては、こども家庭庁が実施しております地域少子化対策重点推進交付金というものがあまして、そのうちライフデザイン・婚活支援重点推進事業ということで、4分の3の補助率がございます。

ただ、一方で、こちらにつきましては、全国の事例を見ますと、例えば都道府県単位、例えば東京都や秋田県、その他人口の大きな規模の市にほとんどが限られているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） それを利用しながら、町として何かできるものというのはあるんでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

こちらについては、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、町結婚相談所、その他関係者と協議しながら、今後、状況等を協議していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 協議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

自治体の婚活支援で、マリピタという婚活専門のサイトがあります。自治体が主催しているお見

合いや結婚相談、また異性の紹介などのサービスをまとめて紹介しているサイトがありますけれども、婚活サービス一つ一つの編集部がリサーチ、また調査、取材、どんな人に向いているのか、どんな活動をしていくのかという解説がされているわけなんですけれども。第三者の目線でサービスのメリット、デメリットを知れるから自分に合う婚活法を探すことができると言われています。

本町でも、ぜひサイトを紹介していただきたいと提案したいと思いますが、考えを伺いたと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご指摘のマリピタサイトでございますけれども、こちらは民間の株式会社ネクストレベルが展開しておるサイトでございます。私どもも中身をちょっと実際に見ましたところ、この近隣では、長生村と白子町が載っている状況でございます。

一方で、長柄町の結婚相談所については載ってございませんでした。

これについては、ネクストレベルさんが民間の会社であるということで、どういうふうな判断で載せているかどうかというのを私どももこれから問い合わせ、どういうふうにしたら掲載されるかとか、ちょっとその辺のことについてお聞きしたいと思っております。

先ほど、あとホームページの話でございますけれども、町ホームページでは、確かに結婚のところから結婚相談所に行くというところが、あまりよく分からないような形になっておりますので、これについては、どういうふうに載せたらいいかということは、またホームページのほうの担当とか、その他私どもで中身を協議して、ちょっと改善できるところは改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、これ、マリピタに関しては進めていただきたいなというふうに思っております。

現在、長柄町では、結婚相談所に登録されている方は、ファイルで保管して、相談所の開設日と担当課で登録されている方は見ることはできますが、ホームページに、結婚相談所に登録されている男性、女性の登録者の一覧を掲載してみることができるようにしてはどうかと思います。名前は入れませんが、年齢、また何十代でどういう趣味があるのか、性格などを掲載するというような、そういう自治体でやっているところもあります。それは、とてもホームページからもよく見れまして、近隣の自治体でもやっておりますので、ぜひ、できることはするということの方が大切

ではないかなと思いますので、その辺の件もお伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま議員がご指摘になった、結婚相談所に登録している男女、それからあと年代とか、あとそういった趣味なんかについては、近隣では大多喜町がホームページのほうに掲載してございます。

こちらについては、先ほど議員からもご指摘のとおり、名前は当然表示されておられませんけども、やはり年代とか趣味とかそういったことを考えると、見る人が見れば分かるというところもございしますので、これについては、まず載せる方の本人の同意が大前提になるというふうに考えております。

それから、やはりこういったことをやることについては、先ほど、町の結婚相談所のほうと協議して、また本人の同意を取り付けた上で、そういったことができるかどうかということも含めてちょっと検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） 結婚所の相談にファイルは作成するときには、必ず同意書を頂いております。

そのときに、今もお話がありましたが、同意をもらいながら、婚活のそういうサービスじゃないですけれども、皆さんが見て分かるような、また誰もが利用しやすいようなことを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、2点目のほうに行きたいと思います。2点目のほうは、結婚に特化したことは考えていないということの答弁だったと思います。長柄町に関しましては、経済的支援でも、子供からお年寄りまで幅広く新生活を支援していきたいとのことで、いろいろな住宅、新築の補助金だとか、空き家改修だとか、たくさん支援としてありますが、その中で、先ほども私のほうからお話をさせていただきましたが、令和5年度から長柄町の奨学金の返還支援事業を始められております。この事業というのは、若者の定住促進を目的として、町内にお住まいの新社会の方が、これから返還する奨学金についての予算の範囲内において補助金を交付するものですが、例えば結婚して長柄町に移住した場合は、奨学金に対しては経済的支援としてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ご提案ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、この事業、昨年から若者定住というところで支援しているところでございます。ただ、こちらにつきましては、令和5年4月1日から返還した人という要件となっております。

今、議員のいただいたご意見とかご提案を参考にしながら、今後勉強するというところで、課題として捉えておりますので、今後模索してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、今後考えていただきたいと思います。

あと、新婚世帯を対象に、先ほどもお話ししましたけれども、例えば住宅の取得者や、また引っ越しをする費用、また補助する、婚約というか結婚の生活支援事業というのがありますけれども、今まで長柄町で支援としてあるものではなくて、新生活の新婚世帯を対象にする、また住宅の取得費や引っ越しをする費用ということも、今後、結婚生活に対する特化したことというのは考えないということでお話がありましたけれども、そういうこともありますので、ぜひ前向きに考えていただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

ご提案ありがとうございます。今いただいた議員のご意見として、こちらのほうを承ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、よろしくお願いします。

あと、先ほども佐藤課長のほうから、ホームページの結婚に関わる、ホームページを見ますと、結婚についての関わる経済的支援等の分かりやすく掲載していただきたいと思います。

ホームページを見ますと、結婚についてのホームページのところには、結婚届出書しか出ていないというような状態になっておりますので、結婚に対しての支援だとか、奨学金だとか、結婚相談所の開設日だとかということを、しっかりとホームページのほうにも記載をしていただきたいというふうに、載せていただきたいというふうに思いますので、その辺は、もう一回、課長、精査して

いただけるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） お答えいたします。

ホームページの内容については、誰が見ても分かりやすくというところで、結婚から、そして相談所、そういった、また先ほど町長の答弁にもありましたけども、結婚するしないに関係なく、長柄町に対して移住・定住する場合の補助金等については、そちらのほうにたどっていけるような方で改良していきたいと思っておりますので、その辺はちょっとまたおいおいとやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 9番、本吉議員。

○9番（本吉敏子君） ぜひ、ホームページの充実ということで、しっかりとお願いしたいと思っております。

最後、社会的環境が大きく変化する中で、未来を見据え、またみんなで次代の主役たち、次の主役の人たちの躍動する土台を整えることで、夢や希望に満ちた町に向け、未来を応援するまちづくりを進めていけるようにお願いしたいと思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

以上で質問は終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で、9番、本吉敏子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分からとします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡喜豊議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 皆さん、こんにちは。7番、鶴岡喜豊です。傍聴人の皆様におかれましては、

師走の忙しい中、議会の傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。議員の仕事は、予算、決算の審議、町民の声を届ける、公約、政策を実現することなどいろいろあります。そして、公約、政策を実現するために努力していますが、議員1人で実現することはほとんどありません。

しかし、町長は1人で実現できます。例えば、私が令和元年に提案しても実現できなかった小中学校の給食費の無償化を、町長は令和4年に当選してすぐに実現できました。議員1人では実現できない政策と、1人でできる町長の差だと考えております。

そして、今までの経験から政策を提案しても、間違いを指摘しても、執行部が認めない限り実現しません。当初の副町長の人事案は、議員の賛成もありましたが、とても納得できる人物ではなく、反対多数により誕生しませんでした。それにより、議員全員が納得できる今の若菜副町長が誕生したのです。

また、小中学校の2万円の入学祝い金も、賛成議員もいましたが、少ないと反対多数により5万円と8万円になりました。何でもイエスマンの議員の議会ではなく、執行部にノーと言える議員がいてこそ、地方行政の二元代表制の議会だと思います。

議員一人の一般質問で、住宅リフォームのセルフリノベーションのように少しは実現できることもありますので、本日の民意・意見の一般質問を実現することを願って、議長の許可をいただきましたので、通告の順に従い質問をさせていただきます。

1、最初に、執行部の疑問点から、長柄町の集会場のリフォームの補助金交付について。

①令和5年度3か所の自治会の集会場の床板、壁板張り替え、屋根、外壁のリフォームがありました。最近5年間、集会場のリフォームの件数を伺います。

②令和5年度に私が調べたところ、1つの自治会の集会場が町内の業者が施工したリフォームでしたが、直近5年間の集会場のリフォームを町外の業者が施工した件数を伺います。

③住宅リフォームは町内業者限定なのに、集会場のリフォームは町外業者が施工しても補助対象になる理由を伺います。

2、次に、執行状況、政策から、旧昭栄中跡地について。

旧昭栄中跡地については、公園整備1,650万円、宅地分譲700万円の基本設計業務が当初予算で計上されましたが、令和元年度及び令和5年度に台風通過に伴う大雨による浸水被害にさらされた場所であることから、予算執行に当たっては、千葉県による一宮川河川改修事業の事業内容の進捗状況を見定めることなどが条件がつけました。

一宮川の中流域約7キロ区間で川幅を広げる工事が本年度完了し、長柄町の支流でも川の拡幅や調整池の整備を進めますが、旧昭栄中跡地の公園整備、宅地分譲の基本設計業務の今後の予定を伺

います。

3、次に、民意から、長柄町第8支団の再編について。

県の消防団のアンケートの結果は、操法が実情に合わない、操法の練習の意味がない、操法の練習が大変であるなど、操法に関することが多くあったと聞きましたが、その操法大会も令和6年度より中止になり、消防団員にとっては朗報だと考えています。それでも、消防団員の成り手は不足していると思います。執行部は解決策をどのように考えているか、伺います。

消防団員の成り手不足は、町の人口も減少している影響があると思いますが、解決策の一つとして、団員数を減らすために8部を4部に再編することができないか、伺います。

4、最後に、意見から、移動スーパーの運行について。

①10月の広報と一緒に移動スーパーの運行希望についてが回覧されてまいりました。行政が業者と協力して、高齢者の買物に困っている方のために大変よいことだと考えます。自治会の希望状況はどうであったか、伺います。

②移動スーパーのご案内を読んでいて気になったことがあります。それは、せっかく販売価格が当日の店頭価格と同じなのに、販売手数料を1品税込11円ご負担をお願いしますと掲載されていましたが、物価高騰の補助、高齢者の買物に困っている方の低額で販売する移動スーパーを定着するための販売手数料を町で負担する考えがないか、伺います。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、ただいまの1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員、1項目め、自治会施設等整備事業のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の集会施設等の過去5年間の整備実績ですが、16件となります。

次に、2点目の集会施設等の整備における町外業者の施工件数ですが、こちらは6件となっております。

次に、3点目の集会施設等の整備事業補助金交付に関し、町内業者の施工要件を付していないことのご指摘についてお答えします。

本制度は、昭和53年に長柄町コミュニティ環境整備事業として始まり、平成8年から現在の長柄町自治会施設等整備事業と名称を改め現在に至っているものであり、制度設計に当たっては、町民、地域住民が集まる施設の環境整備を行う場合に補助をするという趣旨の下に整備されたものであります。

一方の住宅リフォーム事業につきましては、これまで何度かお答えしてきたとおり、本来の定住

促進等に資するとともに、町内産業の活性化及び雇用の創出を図ることを理念としており、町内企業及び職工業者等を支援、応援する意味からも実施しているところであります。

しかしながら、対象件数の相違や補助金交付要綱そのものの制度時期の離隔により規定内容に差異が生じていることから、今後、当該事業の目的と効果を精査し、町民福祉の向上に資するよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 5年間で6件の町外業者が施工し、集会場のリフォームについて補助金を交付しているということですが、集会場のリフォームの工事代金、これはどのように支払っているか、分かります。

自治会の個人個人が負担をして、一つの集会場の修理のために、個人個人がお金を負担して集会場のリフォームをやっているんです。要は、個人なんです、大元は。住宅のリフォームは、個人が工事代金を負担しても町内業者のみの施工者に負担をします。これ、元は、大元はみんな個人です。集会場だって、個人個人が出し合ってリフォームする。自分の個人の家もリフォームする。大元は個人なんです。

今、国でもやっているじゃないですか、献金。団体企業献金、個人献金、同じですと。随分ニュースで耳にしましたけども、要は同じ個人の負担金なんです。それを片方は町外も対象にしているのが6件もあって、今、住宅のリフォームの補助金は町内業者のみ限定と、おかしいと思うんですけども、執行部の担当課長じゃなくて、若菜副町長の考えに伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） 先ほどは過分なお褒めの言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。これからも皆様のご期待に応えられますよう刻苦研鑽しまして、町民の皆様の福祉向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご鞭撻のほど、またよろしくお願いいたします。

それでは、お答えいたします。

先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、住宅リフォーム補助金事業の制度設計は、その時代背景といたしまして、住民のよりよい住環境を整えることを支援することで町への定住促進に結びつけ、町外への転出を抑制したいとの考えと、それと同時に、町内建設産業の衰退を防ぎ、町内経済の活性化につなげて、ひいては雇用の創出を図りたいとの思いを実現すべく作成されたものと理解しております。

一方、集会所施設等の整備事業補助金交付が策定された昭和50年代は、戦後の2番目のベビーブームや長柄町へ新たな居住地を定め移転された方々により、7,500人余りの人口が、ピークは平成9年となりますが、9,000人に向けて徐々に右肩上がりに人口が増加しており、新旧住民の融和と集会所施設等の利用による地域コミュニティの円滑化のための拡充などの整備が求められたものと推察をしております。

また、当時の経済状況といたしましては、公害問題やオイルショックなども見られましたが、高度経済成長により人々の暮らしが豊かになっていた時代であったことから、町建設産業も現在と比較し良好な状態であったと承知しております。

このような時代背景から、建物修繕に対する目的や期待する効果がそれぞれ異なっていたため、補助金に交付する要件に差異が生じたものと認識しているところでございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） ちょっと難しかったんですけども、町長の答弁にありましたけども、町内業者限定とは、住宅リフォーム補助金要綱の趣旨第1条、地域経済の対策として町内産業の活性化及び雇用の創出を図ること、これが町内業者限定の理由だと思いますけども。町内に施工できる業者がいなければ、当然町内の産業の活性化は図れません。また、雇用の創出などあり得ないことです。第1条の趣旨は、今の現状に合わないことだと考えております。要は、この補助金要綱自体が今の現状に時間の差異があるということでしたけども、今の状況、状態には合わないことだと考えております。

例えば、執行部のほう、家の中の内装のクロスやる業者、長柄町にいます。屋根の瓦の修理、単独でしてくれる人います。あと、壁の今もう入り母屋の家はやりませんよね。外壁塗装なんかで拭き付けなんかしますけども、そういう専門の業者いないじゃないですか。

その辺、とてもじゃないですけども、今、町内業者限定とは、町民の考えた補助金ではないと私は考えていますけども、これも若菜副町長の考えを伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） お答えいたします。

ご質問の件なんですけども、町内建設事業者の方からは、町内事業者の利用にインセンティブが今設けられている本補助制度によりましてリフォームの相談が多く寄せられるようになり、それが施工実績の増加につながっていると、そういったお話を伺っておりますので、本補助制度が事業者の方々にとっては好意的に受け止められているものと考えております。

このことから、本制度設計によるリフォーム工事が全く町内事業者へ発注されていないということではなく、町内建設事業者に対しても発注が確保され、町内産業の活性化や雇用の維持に一定程度の寄与があったものと認識しているところです。

ちなみに、県内の他の市町村の例を調べてみましたが、集会所等の公共的な施設への補助率というのが50から80%、個人のリフォームに関しては、多くの市が耐震化や省エネ化、バリアフリー化への補助で、単純なリフォームの補助金を起こしているというところは、人口の減少が進んでいる一部の市町村となっておりまして、事業開始に当たって、こういったことを、他の自治体の事例も参考に策定されているというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 去年の12月からやっているかと思うんですけど、どうしても、私、町内業者の限定、これにこだわっちゃうんですけども、これ解くことはできないんでしょうか。

どうして町内業者限定にしちゃっているのか、あくまでも雇用の創出とか、活性化。だって、町内にそういう業者がいなければできないじゃないですか、それ分かりません。私の言っていること。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） 議員おっしゃるとおり、これらの補助制度は町民福祉の向上のための制度設計でございますので、今後その実績とか住民ニーズを的確に捉えまして、当該事業の効果を適時検証いたしまして、さらなる住民福祉の向上につながるような制度設計にしていきたいと思います、このように考えております。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） これが、私が前振りで言ったように、議員一人では何もできないと、ほとんどできないと、執行部が同意しなければ直せないんだよという、これもいい例だと思いますので、今日、傍聴人の皆さんがたくさんいますので、よく見といて、聞いておいていただきたいと思います。

次に、その集会所のリフォームの件なんですけども、集会所だけじゃないんですけども、集会所のリフォーム、補助金要綱を見ますと、30万以上が対象で50%の補助金が交付されます。個人のリフォームは30万以上が対象で10%の補助金が交付されます。

私は、この不均等な割合もおかしいと考えているんですけども、これも、すいません、若菜副町長にお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） 今、議員から不均衡な割合ということで、いわゆる哲学的なご質問をいただいたと認識しておりまして、平等と公平ということでお答えさせていただきたいと思います。

例えば、子供が3人いる親がいたといたしまして、全員が成人してそれぞれ別居をしていると。長女は結婚して子供が3人、夫もいますので5人家族。次男も結婚しており、妻と子供は1人で3人家族。次女は未婚で1人で独り暮らしだと。そういたしますと、長柄町は米どころですので、8月にお米が9俵取れたと。それぞれの子供に3俵ずつ送る。これが平等だというお考えだと思います。5人の家族の長女へ5俵、3人家族の次男に3俵、独り暮らしの次女に1俵送る、これは公正だと、このように考えております。

もう一例また挙げさせていただきますと、孫が3人います。もうすぐお正月ですが、一番年上の孫は大学生、2番目は中学生、3番目は保育園児だといたします。3人ともお年玉は3,000円、これは平等です。大学生に1万円、中学生に5,000円、保育園児に3,000円、これは不平等だと言えるでしょうか。公正だと考える方が多いと思います。

話を建物の修繕に戻しますと、例えば私が独り暮らしで6畳1間の台所など10坪程度の家に住んでいると考えます。一方、地区の集会所は70世帯の住民が多種多様な行事に頻繁に利用します50坪の建物だといたします。このように多くの方が便益を受ける広い大きな公共的な多目的集会所への補助率と個人の住宅への補助率に格差を設けたと、このことに対しては、先ほども例を申し上げましたが、分配の正当性が単なる一律の共助であるとは言えず、直ちにその割合が不公正の制度であると断ずることはできないと考えております。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 3人の子供にお米を届ける話とか、お年玉の話が出ましたけども、ちょっとレベルが違い過ぎるかと思うんですけども、お米、同じ3俵なら3俵ずつ、家族が多ければ親としては、お年玉は何で大学生に1万円とかで差があって、それぞれの家にはどうして3俵ずつとか、おかしいじゃないですか、それこそ。家族が多ければ多いなりに4俵とかあげるでしょう。少ないところは1俵とかになるでしょう。お年玉だけ、何で大学生は1万円で、ほかの人は3,000円とかになるんですか。私はおかしいと思います。

それは、ちょっとこっちに置いといて。

例えば、去年の12月の定例議会、住宅新築は何千万とリフォームは何百万と、経費がかかる住宅の新築の補助金が少ないのは理解できないと、3つの補助金の要綱についていろいろと質問したかと思います。

そのとき、月岡町長は、鶴岡議員が先ほども言っているように、不公平とかいろいろそのお気持ちも十分それも理解しております。今後、本当に私のほうも調査研究、また検討していったって、総合的にそちらのほうは判断していきたいと考えているという答弁をいただきました。

このリフォームの不均等な補助金の割合を含めて、気持ちを十分理解していただき、私が提唱した問題など、1年たってどんな研究をしたのか、どんな検討をして、総合的に、今、副町長が言ったように、結局私の提唱したものはゼロだと、そういうことになるのか。

この問題につきましては、12月に答弁いただきました月岡町長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 昨年度第4回定例会のご指摘に踏まえ、関係者からの意見聴取や制度の利用状況を基に庁内で協議し、住宅リフォームにおけるセルフリノベーションの適用の拡充を行ったところです。

本来、これら補助制度は町民福祉向上のため制度設計されたものでありますので、今後もその実績、住民ニーズを的確に捉え、当該事業の効果を適宜検証し、さらなる町民福祉向上につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 私が一般質問して、年に1個、取りあえずセルフリノベーション、個人の住宅リフォームでも認めていただいたと。

次は、1年かけて登記のほうを検討していただきたいと思います。所有権移転登記も保存登記も、私は登記は登記で同じ登記だと考えていますので、その辺またよろしくお願いします。

次の。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 2項目め、旧昭栄中学校跡地についてのご質問にお答えいたします。

当該地を活用した公園整備基本設計業務及び宅地分譲設計業務の予算執行に関し、令和6年度一般会計予算に対する総務事業常任委員会の審査において、その執行に係る附帯決議がなされました。

このことを真摯に受け止め、現段階において、一宮川上流域河川改修事業の詳細が示されていないことから、附帯決議の指摘事項を踏まえ予算執行を停止、本定例会へ関連予算の減額補正案を上程させていただきました。

町といたしましては、今後も県との連携を密にし、県の一宮川上流域河川改修事業の進捗状況を踏まえ、旧昭栄中学校跡地の利活用事業との整合性を図るとともに、実施に当たっては議会の皆様と十分な協議の上進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 基本設計業務の今後の予定は、県の河川改修事業の詳細が示されるまで予算計上はしないということですが、12月16日にも一宮川河川改修計画に係る説明会があります。県の河川改修事業の計画はいつ頃作成されるのか、分かるでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今回の説明会に先立ち、先月19日に県一宮川改修事務所からご説明を受けたところでございまして、今回の計画がおおむねの整備計画と認識しております。

また、この説明会をもって改修事務所からその回答をいただけるものと認識しておりますので、その上でお話のありましたその公園整備等に反映する必要があるというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 昭栄中の跡地についてのことはちょっと分かりました。

ちょっとずれちゃうかもしれないんですけども、県の河川計画策定まで予算の執行が無理なこと、町長も停止しているということでお話ししましたけども、トータルで2,350万の予算を何で今まで補正せずに温めていたのか、町長も停止すると答弁で言っていましたよね。附帯事項がついて停止しているんですよ。そういうことが分かっている、何でこの12月まで温めていたのか、その辺の理由を伺います。

また、10万、20万ならまだしも、高額な予算額2,350万円、予算の進捗率ゼロ%なのに、監査委員より指摘がなかったのか、その辺も伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

私のほうから、補正予算減額について現在に至った点について申し上げさせていただきます。

改修事務所からは、年度当初、6月末日にこの計画をお示しいただけるというふうに伺っておったところでございます。また、その後、6月末日に説明いただけないということの中で、8月下旬から9月にかけてこの計画をお示しするというようなことであったわけでございますけれども、現実的には現在に至るというようなところがありまして、今回の減額補正というふうになったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 監査委員の指摘についてお答えいたします。

当該年度の予算状況の執行などについては、定期監査がございます。こちらにつきましては、来年1月後半を予定されて、そこで審査されます。したがいまして、まだ令和6年度の定期監査自体が実施されていないという状況でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 減額補正をしないで今まで温めちゃった理由としましては、言い方が悪いかもしれませんが、県の責任ですね。6月末に計画を出すと、それも出さないで、今度8月から9月に計画を出すと、そうならなければ予算を切るわけにはいかないですよ、ずっと持っていて。ちょっとこれも記録に残るかもしれませんが、県の責任だと私は思っております。

また、執行率については、1月でやるんだと。私は、単純に、今まで進捗率がゼロ%だったのに何でかということ疑問に思って聞いたんですけども、よく分かりました。

次の3番目の質問の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 3項目め、第8支団の再編のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の消防団の成り手不足の解消策についてですが、全国的にも消防団員数は減少しており、地域防災活動の担い手を確保することが困難になっております。

このような中、新入団員拒否の大きな理由の一つとして、全国的に開催されております操法大会に係る訓練が職場や家族の理解を得られないといったことが要因であることから、第8支団では訓練の簡素化などその負担軽減を図ったと承知しております。

一方、長生郡市広域市町村圏組合では、昨年、団員の処遇改善として、年額報酬、出動報酬の見直しを図り、国が定める標準額に合わせた増額が行われました。

また、これまでどおり、基本消防団員の確保を前提としながら、経験豊富な消防団ＯＢによる火災や大規模災害対応など、特定の活動に限定した機能別消防団員制度の導入に加え、女性消防団員の募集も引き続き行っていると伺っております。

次に、８部を４部に再編成できないかのご質問ですが、消防団組織の再編成については、地域防災力が低下しないよう努める必要があることから、地域住民の理解を得た上で、町において検討を図り、消防団本部、消防本部と協議すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ７番、鶴岡議員。

○７番（鶴岡喜豊君） 長柄町の第８支団のことについてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、部の定数は何人か、全て８部で定数は確保できているのか、また部の、私気になっているんですけども、最高齢の人、何歳の方が部に所属しているのか、また１０年以上勤続で消防団員をやっている方、人数はどのくらいいるのか、分かりますでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） 鶴岡議員のご質問にお答えをいたします。

長生郡市広域市町村圏組合条例のほうの定数でございますが、長柄町は１４７名となっております。

そのうち、現在の団員数でございますが、幹部１２名を含めると１２７名でございます。幹部を除きますと、本当に実動する者は１１５名となると思われます。

それから、最高齢の何歳かということでございますが、こちらにつきましては、幹部も含めると６１歳というふうに承知しております。幹部を除きますと、５４歳の方が最高齢というふうに承知しております。

それから、１０年以上の団員は何名かということでございます。同様にお答えさせていただきますと、幹部を含めると８２名でございます。幹部を除きますと、７０名となります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ７番、鶴岡議員。

○７番（鶴岡喜豊君） ちょっと最高齢にしても、勤続年数１０年以上の方にしても７０名ですか、それとか実労働者５４歳。私の時代は、話するとまた怒られちゃうかもしれないけども、消防に入って１年目見習い、２年目操法、３年目役をやって、消防団を上がると、そういうパターンだったんです。皆様は分からないかと思いますが。長柄町の第８支団が発足してからもう５０年ぐらいたって

るかと思うんですけども、そのときの人口というのは8,000人以上いて、私が今言ったようなパターンで回っていたかと思うんですけども、今は人口が2,000人以上減少して、後継者がなく、10年以上退団できない消防団がいます。

話を聞くと、消防が好きな団員もいるようなんですけども、50年前の組織の継続ではなく、今の組織を再編し、4部とは言いませんけども、全体の定数を削減する方法など、10年以上勤めている70名の方、負担を減らすためにも、何とか消防団員のことを考えて、何か執行部のほうといたしまして考えがないのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） 10年以上やっている団員が多過ぎるということのご質問ということでお答えしてよろしいでしょうか。

〔「多過ぎるんじゃないくて、そういう人たちを何とかしてあげようという気がないのかということです」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（白井 浩君） 分かりました。お答えいたします。

まず、消防団の組織ということを考えさせていただいた場合、経験豊富な団員も必要なことは、まず最初にご理解いただきたいと思います。

ご指摘のとおり、新入団員が増えなければ現役の団員に過度な負担がかかり続けてしまう問題がございます。現状といたしましては、団員の維持と新入団員の募集のバランスを取るための施策が団本部などで検討されている段階というふうに承知しております。

全国的にもかなり手不足の問題もございまして、そのようなことから、先ほど町長の答弁にもございましたが、機能別消防団員制度という新たな制度の導入が条例化も含めて進んでいるというところでございまして、それに併せて、新入団員の確保に向けた取組も、議員のご指摘のとおり積極的に進めてまいるということが肝要かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 今、消防団員募集のために機能別の経験豊かな消防団員、そういうものの募集等も考えているということですけども。

実際、今私が見たところ、長生広域の消防本部では、郵便局と連携し、集配車両に消防団員募集の広告を貼って募集を図っていると、そういうネットに載っていましたが。消防団員増員の効果、郵便局の配送車にそういうものを貼って効果が出ていると思います。出ているか、伺います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

この郵便局との連携の施策の関係でございますが、こちらにつきましては、消防団本部のほうを中心となって進めているものということでございます。

この事業、今年の9月からということでは伺っておりまして、茂原郵便局のご協力の下に始めた施策で、まだ3か月ほどしかたっておりませんので、現在のところ具体的な数値データを持ち合わせていないという状況と伺っております。

消防団員募集広告を集配車両に掲示することによりまして、日常生活の中で多くの方の目に触れる機会が増え、消防団活動への関心が高まっていただくこと、それらを期待していますということでございます。

今後も、効果的な広報活動を進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 9月からということですが、いい効果が出ることを私も祈っております。

いいものはまねると、以前に一般質問したときにそういう答弁が町長のほうからあったかと思うんですが、長生村では、人口減や生活様式の変化で、消防団員の成り手不足の解決策として、15部を6部に制して、1部当たりの人数を10人から5人増やし15人とし、全体の定数を169人から100人とする方針で再編基本計画を策定し、令和8年度から新体制に移行する計画です。

長柄町も、8部から4部が無理でも何とか再編、こういう再編だったらできるとか、そういうものを考えるべきだと私は考えておりますけれども、執行部のほうに何か考えがあるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほど議員のご質問の最初のほうにもございましたけれども、人口が減っていると、ということも含めまして、そもそもの分母となる部分の人口がこのように減少しているという状況の中で、長生村と同様の議論や検討が始まることは、ある意味当然のことではないかと私自身は感じております。

ただ、一方で、消防団員の成り手不足から、単に統廃合を進めるだけでは現役団員の負荷が増える、先ほども申し上げましたが、現役団員の負荷が増えてしまうということにもなりかねませ

ん。団員の負担軽減や活動の効率化を図るためには、組織体制の見直しも一つの選択肢と考えていますが、他の地域の成功事例を参考にしながら、現実的かつ効果的な対策を模索し、その中で必要に応じて再編成も検討していくことになるものと承知をしております。

消防本部としても、団員の意見や地域の実情を踏まえ最適な方法を見つけるため、団本部各支団長で構成される消防団強化対策検討委員会というのがあるようなんですが、そちらのほうで検討を進めていきたいというふうに伺っておりますので、ご理解のほどをいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 本部のほう、検討委員会とかそういうところに検討してもらう云々じゃなくて、町のほうでこういう提案をするんだとか、長生村のように考えられないんでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

その点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、私自身といたしましても、この流れは確実に来ているというふうに承知しておりますので、8支団の中でその辺の議論を進める土台をまずは用意すべきというふうに承知しておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） 今後、消防団の在り方について、執行部全員で、三役も踏まえて、全員でいろいろ案を出し合って検討していただいて、10年以上やっているとか、54歳ですか、そういう高齢者の、高齢者と言ったら悪いですかね、そういう方に負荷がかからないように、少しずつ改善していったきたいと思います。

それでは、4番目の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 次に、4項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 4項目め、移動スーパーの運行についてお答えします。

初めに、新たなマックスバリュ関東株式会社様による2例目の事業実施につきましては、6つの自治会等から希望する旨の回答があったところです。

今後、町といたしましては、事業開始に向け、運営事業者との調整や各自治会への説明会などを行い、同事業者と連携を図りながら前へ進めてまいりたいと存じます。

次に、移動スーパーの販売手数料についてですが、運営予定の事業者については、販売手数料として、1品目11円、5品目以上購入される場合でも最大55円という非常に良心的な価格設定がなされており、また、現在運営されているヤックス様においても同程度の価格設定となっております。

このような少額の販売手数料は、自家用車などを利用して既存店舗に赴き購入することと比較しても、利用者にとって負担が少なく、気軽に利用できるものと考えております。

また、移動スーパーだけではなく、生協宅配、通販などのサービスも同様に手数料や配送料などの負担が生じていることから、これらとの公平性を考慮する必要があり、町といたしましては、利用者の皆様に販売手数料のご負担をお願いする形が適切であると考えております。

今後とも、様々な施策を検討し、地域の活性化や町民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7番、鶴岡議員。

○7番（鶴岡喜豊君） この後、金坂議員のほうから一般質問で、月岡町長の今までの実績についての質問がありますが、私は、子育て支援の政策として、給食費の無償化、小学校、中学校の入学祝い金の支給が、月岡町長の実績だと考えています。

しかし、本当に残念なことなんですけれども、子供のいない家庭にしてみれば、子供の支援だけ優遇していて不公平だという声が耳に届きました。移動スーパーの事業、業者と行政がせっかく協力して行うならば、これらの声を払拭するためにも、移動スーパーの1品11円の販売手数料を町が負担することは大変いいことだと私は考えておりますけれども、販売手数料を町の負担を、月岡町長にはぜひ実現していただきたいと考えておるところなんですけれども、月岡町長、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 鶴岡議員の質問にお答えします。

子育て支援につきましては、私は、少子化対策や長柄町の子育て環境の充実を最優先事項に位置づけ、様々な取組を進めております。一方、子育て世帯以外の方々への支援の必要性も十分認識しているところでございます。

現在、物価高騰への対応として、国においては、低所得者層を対象とした支援策が実施されました。また、町としても、本当先月から、少額ですが、地域応援券の配布などを通じて、特定の層に偏ることなく町民全体への支援を進めているところでございます。

先ほどの答弁と重複しますが、既存店舗へ赴き購入を比較しても、利用者の負担が少なく、ほかのサービスとの公平性の観点から、現時点では、移動スーパーの販売手数料に関し町が負担することは慎重な対応が必要と考えております。

また、子育ての支援との比較についてもご意見いただきましたが、引き続き町民のご意見を参考にしながら、国などの支援策を活用しつつ、幅広い層にバランスよく適切な支援策を模索してまいりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 回覧が回ってきたのは、マックスバリュとの提携ということなんですけども、本吉議員の質問なんかでも出てきていたんですけども、ヤックスはもう今やっているという話ですけども、ヤックスも同等の金額を上乗せしているという話ですけども。ヤックスは、長柄町に週に何回か来て売って、ヤックスはその11円の分、どのくらいの収益というか、1品に11円乗っけて、どのくらい金額が出ているか、分かりますか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

申し訳ございません。そちらの実績の販売額については、当方のほうは把握しておりません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） ちょっと今まで実績のあるヤックスの売上げ、11円乗つけた場合の金額、11円分が幾らぐらい、何百万、500万、600万、11円分でヤックスに入っているのか。それを町が払いなさいよと私は考えているんですけども、その辺ありますけども。ヤックスの実績、後でいいですから教えてください。そこで返事しちゃっていい。

○議長（柴田 孝君） 暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 0 時 01 分

○議長（柴田 孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

7 番、鶴岡議員。

○7 番（鶴岡喜豊君） 私の一般質問を、これもちまして終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で、7 番、鶴岡喜豊議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は1 時10分からとします。

休憩 午後 0 時 0 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 坂 陽一郎 君

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂陽一郎議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） 宮坂です。これから、今日は3 つ質問をさせていただきます。

まず、1 つ目が、これはもう何回か質問しているんですけども、なかなかこれは実現しないんですが、本会議とか、その他常任委員会とか、そういったところでの質疑応答の結果、これが、何年か前にこれ忘れられてそのままに放置されていたということがあって、それ以降、これちゃんとフォローしていかなくちゃいけないということで、最終的にホームページで町民の方もいつでも確認できるように公開するということになっているんですが、なかなかこれが実現が遅れているということで、いつこれが実施されるのか、これを伺いたいんです。

これ、特に、町長のほうがやはり行政の透明化に関しては、町長の基本方針の一つだというふうに認識していますので、総務課のほうに対しても指導、もう少しプッシュしていただいて、なるべく早く実現するような形でお願いしたいと思います。

それから、2 番目ですけれども、これも何回か質問させていただいているんですが、旧水上小学校、この跡地の、実際にはプラスチック成形会社に売却したんですが、このときの販売契約、売買契約がなかなか履行できない状況がずっと続いていて、毎回リスケジュールされているんですけ

ど。これも、議会に全く連絡も何もなくて、今日も、校舎ですか、この解体はもう既に終わっていて、重機が幾つか入っているんですが、これも一体どういうスケジュールで今後やっていくのか。

それと、あとちゃんと販売契約書に載っている、例えば5年間の事業継続義務とか、あるいは、そもそもが、リスケジュールしたときに必ず新たなスケジュールの要望書というか、こういう形で遅れたけどもやりますというスケジュールを出すことになっているんですが、これが一体出されているのかどうか、これも全く議会に連絡がないということで、何か知らないうちに解体工事が始まって、その後どうなるのかも何も分からない状況なんです。

これに関して、ちゃんと売買契約がきちっと履行されるのか、さらに、これ販売契約結ぶに当たって、議員全員が賛成されたということなんですが。このときの一つの条件として、町民の方をきちっと雇用するというのも入っていたんですが、これも実際の売買契約には明記されていないんです。ですから、これは新たに契約を改定して、もう既に5年の事業継続というのが守れないというのははっきりしているので、既に契約を改定されているのかどうかも含めて、これを伺いたいと思います。

それから、3つ目が、災害に対しての対策に関してとなっていますが、これは町長が3つの約束ということで、これ町民に約束をされている中の一つで、安心・安全なまちづくりという、それに関連することなんです。

これも、なかなか5年前の台風被害、実際にはこれは犠牲者も出ているわけですけども、そういったことに対してどういう対策がこれまで取られてきたのか、これもちょっと全然見えないんです。執行部のほうでよく使われる、他の自治体の実績も参考にしつつというフレーズがあるんですが、これは私のほうでちょっといすみ市とか茂原市のほうの市長とか町長にお話伺ってきたんですが、かなり積極的に、やはり5年前の災害を機に、いろんな対策を取られているんです。

ですから、これ、せっかくそういう近隣の自治体がそういった対策をやって、実際に実績を上げていらっしゃるの、こういったものを参考に、ぜひ長柄町のほうでも効果的な対策を実施していただきたいということで質問させていただくんですが。

その中の、まず1番目が、予防伐採です。これは、停電、要は台風とかの災害のときに木がどんどん倒れて、高圧線を切って、それで停電がずっと長く続くということが、実際に前の災害のときにあったわけですけども、それ以外に道路側に倒れて通行ができなくなるとか。こういった危険木を事前に伐採していくということで、予防伐採というふうにいっているんですが、これも近隣の特にいすみ市がかなり積極的にやっていたらいいと思います。

これが、長柄町では一体今どういう計画でどこまで進んでいるのか、これをまず最初に伺いたい

ところでは。

それから、2つ目が、避難指示発令のタイミングです。これも、以前からちょっと私も問題視して質問もさせていただいているんですが、結局、高齢の方や支援を避難時に必要とされる方というのは、早めに避難しないと、特に冠水しちゃったらもう動けなくなるわけです。ですから、誰も助けにも行けなくなっちゃう。なので、早め早めというのが非常に重要なんです。これも、茂原市では市長の方針で、こういった高齢者とか支援の必要な方に対して、土砂災害区域とか浸水地域に対して、早期の避難指示です。避難要請ではなくて、避難指示を発令されるということで、それで余裕を持ったそういった方の避難を実施しているということで。これは、非常に参考になる事例だと思います。

3つ目は、これは水害発生時の救助体制なんですけれども、これも、これまでは消防団とか消防とか全く水害のときに救助なんていうのは何もできなかったんです。だって、その場所まで水が冠水していたらもうそこまで行けないわけですから。

それに対して、やはり茂原市なんかはゴムボート、最低限ゴムボートですよ。この前お話ししたときは、新たにプロペラ式の、もっと、要は水位がないところでも滑走していけるような、そういうボートを導入して、それで実際に水が落ち着いているんじゃなくて、がんがん流れているような状況でも救助できるような、そういった装備を整えていきたいという、そういうことをおっしゃっていたんですけど。長柄町は実際犠牲者が出ているわけですから、より積極的にこういった体制は取っていかないといけないんじゃないかというのが、私の考えです。

これに関しても、現状、どういう救助体制になっているのか。しかも、これ、実際、茂原市のほうはボートを使って救助訓練までこの前やっているんです。ですから、これ訓練していなければ、当然物があっても動けませんから、そういう意味では早めにやっぱり装備をちゃんと充実させて、どんどん訓練を行って、もしものときの町民の命を守れるような、それこそこの安全・安心なまちづくりと、これをぜひ実現していただきたいということで、質問をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、ただいまの1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 宮坂議員、1項目めの質問に、本会議における質疑応答フォローの対応状況についてお答えいたします。

このことにつきましては、この6月の一般質問で答弁したとおり、役場内グループウェアで管理、共有する方向で今進めております。

議会における発言の公開につきましては、現在インターネットによる議会の公開をはじめ、議事録も公表しているので、それ以上のものは考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の町長の回答に関しては、非常にちょっと問題だと思うんですが。これは、もう既に総務課を中心として、これを、対応状況をホームページで町民の方に分かるように公開していくということで約束していただいているはずなんです。これ、今のお話だと、何かそれが撤回されたようなちょっと印象を受ける回答だったので、これは非常に問題だと思うんですが。これ、ちょっともう一度回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

今のご質問ですけれども、6月議会の一般質問の中で、まず答弁の中で、まず最初の段階といたしましてということで、今は内部の共有方法をグループウェア内でできないか検討を進めているので、議員の要求されている公表につきましては、その後の課題とさせていただくと、最初にご答弁をさせていただきました。議事録のほうも読み返してまいりましたが、私の答弁では、公表ということになればということで前置きをした上で、ホームページなどで今後取り組んでいくことになるかと思えますとお答えしたものでございます。

私の答弁の足りない部分もあったかと思いますが、その点につきましてはおわびを申し上げますが、ご理解のほどをいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと非常に問題だと思うんですが。これは、もともと発端は、5年前の災害の後の議会で、冠水ポイントにおいて車が水没しないように、そこに間違っって入っていかないように、町のほうできちっと冠水ポイントの前で誘導するようにしますということを議会で回答されているわけです。このことが実際には忘れられて、何もやられていなかったということが発端で、ちゃんと本会議で質問に対して、町のほうでやりますと、あるいは検討しますと言ったことに対して、どういうふうな今状況なのかというのが町民に分かるようにきちっとオープンにしていだかないと、これ監視もできないわけです。

町長が、行政の透明化ということで、傍聴を含めていろいろ進められてきていると思うんですが、

こういった非常に重要な本会議で決まったことを、今どういうふうになっているのかというのは、町民がきちっと分かるようにやはり情報を発信していただかないと、今の回答だと、何か本会議の議事録が全文ホームページに公開されているから、それを読んで理解してくれという話に聞こえるんですが、それでは、それに対してどういう対応をしているかというのも全く、要はそこには書かれていないので、これは不十分な情報なんです。

以前から要求しているのは、やるというふうに決まったことが、今現在どこまで進んでいて、いつまでにやるような形でどこが動いているんだというのが町民に分からないと、これどうしようもないわけです。

だから、非常に、今回の町長の、あるいは総務課長の回答というのは、かなり後退した回答になっているので、これでは町民が知る権利、せっかく本会議で町がやりましようとか、調査しますとか言ったことが、一体やっているのかどうかすら分からない、いつそれが終わるのかも分からない、そういう状況では、これは非常に困る話なんです。

ですから、ぜひ、これはきちっと対応するように、もう一度考え直していただいて、あくまでも町民の知る権利をきちっと守っていただきたいというのをお願いします。

まず、それに対して町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

議会での議事につきましては、その概要を、今、議員もおっしゃっていましたが、広報ながらの議会だより、また町ホームページの議事録公開、さらには議会のインターネット中継により広く公表をいたしているところでございます。

また、町の持つ公文書につきましても、情報公開制度に基づいて開示をいたしております。

加えまして、町の事務に関する町民など関係者の方々からの問合せにつきましても、電話やメール、窓口などにおいて適宜対応しておりますことから、議員のほうのご案内の質疑におけるその後の対応につきましても、このような手段を用いて適切にお答えをしたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 完全に話がもう後退しちゃったということで理解したんですが、要はやる気がないちゅうことですよね。これは、以前は、先ほど言ったように、今、議事録とか広報とか、

そういったのは、どういう質問があつてどういうふうに答えたかという一部の限られた情報だけが載っているんです。全文は載せられないんです。当然ですけど、紙面の関係で。ですから、あとは、だからその中で、以前伺ったところでは、各部署が、この質問に対しての対応はどこの部署がどういう形でやっていくかというのをきちっと打合せをして、それで進めていく。その内容は、町民に公開していくというその経過、問題は経過が重要なんです。それを今の話だと、もうやらないと。情報公開請求なんていうのは、お金もかかるし、1件要求すると何千円かかる場合もあるわけです。そんなのが、町民に対しての行政の透明化になるのか。非常に問題だと思います。ぜひ、これは考え直して、当初言われていたような形で実現されるように要望いたします。

次の質問。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 2項目め、旧水上小学校跡地の契約の履行状況についてお答えいたします。

同地における株式会社ミケンの工場立地の現状につきましては、現在、校舎の解体は既に完了しており、工場建設に向けた工程も町に示されたところです。

具体的には、この後、地盤調査、配置計画、構造計算、建築確認を経て、来年秋頃から建築工事に着手し、およそ1年後の令和8年夏の創業開始を目途に進めていると伺っております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 私が、これ質問しているのは、売買契約の履行状況なんです。先ほども伺ったように、まず、リスケジュールのこの要望書というのが出て、それを承認されたというふうに今理解したんですが、それが来年ではなく再来年の夏に完成と。そうすると、そこから計算して、5年間事業継続というこの契約の履行というのは、どういう形で実現可能なんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

計画では、先ほど町長も答弁したとおり、2026年というところの供用開始になります。そうしますと、履行期限が2031年というふうに理解しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の売買契約書の中で、これ10年間しかないわけです。買戻し特約という

のが。それを過ぎたら、その中に書いてある内容は守る必要がなくなるんです。もうこれ迫ってきているわけでしょう。契約日から10年間の、要は買戻し特約がついているわけですから、これを契約を1回、だから破棄してやり直さないと、5年間の事業継続というのは果たせないわけです。というか、強制というか、義務が10年たった時点でこれ消えるわけです。それじゃ駄目だから契約をし直さないといけないというのは、これは以前からその件についてはお話しているんです。

それをやっていないと、このままだと、例えば契約10年後というといつですか、ちょっと今手元にはないんですが、その段階でこれ買戻し特約がなくなるんで、例えば今のような状態でこれ更地にしておいて、例えばほかの事業者、仮にヤードとか産廃業者とかそういったところに転売しても、町としてはもう何もできなくなってしまうんです。だから、それを防ぐために契約の改定というのは以前からお願いしているんです。だから、それ、31年までじゃないでしょう、契約時から10年というのは。だから、それを変えない限りは、今言ったようなリスクがずっとつきまとうんです。

どうですか、これ、町長どういうふうにお考えですか。何とかしないと、このまんま、またあそこがヤードか何かになっても、これは町としては何も言えないんです。ぜひ、ちょっとこれに関してお答えいただきたいんですが。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

宮坂議員ご指摘のとおり、第9条の指定用途に供すべき期間、先ほど申しましたものと、第13条の買戻し特約についてはずれが生じているのは承知しております。

しかしながら、第13条買戻し特約ではございますが、契約締結日から10年間、これが2019年となりますけれども、契約の適正な履行を保証する補完的な仕組みであると考えております。

買戻し特約権は、2029年まで有効であり、それ以降も第9条の履行義務が存在するため、転売用途変更の懸念に対しては、契約全体で適切に対応可能というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと後のところはよく分かんなかったんですけど、要は29年で特約が切れるわけですね。その後も、その転売を禁止する条項というのはどこの部分にあるんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

第9条の使用用途に供すべき期間というところにございますので、先ほど申したとおり、供用開始が2026年というところになりますと、5年間ということになりますと2031年ということになります。ということで、この契約はこれを生きているというふうに解釈しております。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） それに関しては、顧問弁護士に確認済みですか。

○議長（柴田 孝君） 質問に対する答弁を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） お答えいたします。

確認済みでございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 分かりました。一応、弁護士さんのほうでそういう見解であれば、31年までは事業継続は約束されているというふうに理解しましたので、それはその間もぜひ細かくウオッチしていただきたいと思います。

次の質問、回答をお願いします。

○議長（柴田 孝君） 次に、3項目めの質問に対する答弁をお願いします。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 3項目め、台風などの災害に対する対策についてお答えいたします。

まず、予防伐採についてですが、本町が経験した令和元年房総半島台風により、至るところで樹木による電線の切断や電柱が損壊するといった甚大な被害を受け、長時間にわたる大規模な停電が発生し、その復旧作業に2週間以上要したことは記憶に新しいところです。

これまで、越境した竹木の枝の切り取りに関しては、その所有者に枝を切除させる必要がありましたが、令和5年4月に改正民法が施行され、越境した竹木の枝の切り取りの取扱いの変更に伴い、越境された土地所有者も一定の条件の下、自らが枝を切断することができるようになりました。

これを受け、町では災害への備えとして、国の補助メニューを活用した予防伐採などの事業の検討に入ったところです。

予防伐採の目的は、災害リスクの軽減と早期復旧にあり、特に道路周辺の高木を事前に伐採することで、風による倒木や枝の落下を防ぎ、電線の切断や道路閉塞を未然に防ぐことです。

この対策により、災害発生時に迅速な対応が可能となり、復旧にかかる時間やコストの削減にもつながります。

一方で、民有地における私有財産の伐採問題や事業の規模、費用が膨大になることが、本事業の

課題であると認識しているところです。

特に民有林に関しては、所有者の同意を得ることや十分な協力を取り付けることが必要となり、伐採作業に伴う費用負担や事業の継続性を確保するための財源の確保も大きな課題と考えております。

このような中、昨年度から国の特定森林再生事業を活用し、千葉県森林組合と連携して事業に着手したところでありますが、昨年度は最終的に土地所有者の同意が得られず、未実施となりました。

今年度は、1か所の事業着手に向けて現在調整が図られているところであります。

この事業は、これまでにない新しい事業であることも相まって、地元住民や土地所有者との協力関係を築くことが大変重要となります。町といたしましては、事業の目的や効果を十分説明し、地域全体の理解と協力を得ることで、本事業の実現可能性を高め、今後の事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の避難指示発令の基準やタイミングについてお答えします。

初めに、本町の高齢者等避難指示の発令基準ですが、土砂災害警戒情報が発令されたとき、1時間当たり60ミリ以上の降雨が予測される場合、水上川の水位状況が氾濫注意水位高24.85メートルを超え、かつ急激に上昇するおそれがあるとき、大雨警報（土砂災害）の発令及び気象庁土砂キキクルが警戒となったときとしております。

次に、発令のタイミングですが、降雨量や雨の強さ、河川の水位状況、土壌の水分量、そして地域の地形など様々な要素が組み合わさることから、同じ気象情報でも地域ごとに対応が異なり、どのタイミングでどの住民に対して指示を出すかは、それぞれの自治体の状況や地域ごとのリスクを踏まえ、各自治体の判断に委ねられているところであります。

本町では、先ほど申し上げました気象状況を分析するとともに、ほかの自治体との情報共有や連携強化を図る中で、疑わしいときは行動せよ、最悪の事態を想定し行動せよ、空振りには許されるが見逃しは許されないという危機管理に関するプロアクティブの原則に基づき、早めの避難指示により住民の安全を図っているところです。

次に、3点目の水害発生時の救助体制についてお答えします。

大規模な災害が発生した場合、役場内には災害対策本部が設置され、各部門や各関係機関との情報共有が図られます。

災害発生の第一報が役場にきた場合は、消防や警察などの関係機関へ出動要請を行います。また、他の機関への通報であった場合でも、その情報が共有される体制となっております。

なお、災害規模や状況によっては、自衛隊に派遣要請をいたします。

行政は、現場の状況を把握し、関係機関が必要とする情報を提供するとともに、その活動が円滑に行われるよう、総合調整など迅速にサポートすることが求められているものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 何かいろいろお話いただいたんですが、全然危機感が見られないんです。

茂原市と並んで、あるいは犠牲者という意味では、非常に長柄町というのは大きな犠牲を払ったわけですから、もう少しやっぱり緊張感を持って、自分の町のことから、人ごとのように今聞かされているんです。

なぜかという、これ、例えば、先ほどキキクルという話がありましたけども、これ最初にお話ししたように、問題は、高齢の方とか車をお持ちでない方とか、簡単に避難ができない方に対して早めの指示を出すということが必要ではないかということをお話ししているんですけども。これは均一に出しても、先ほど町長の話だと、何か空振りでもいいから避難指示を出すような話でしたけど、今までそんなことはやられていないですよ。つまり、もう出たときには、冠水ポイントが冠水しちゃって動けないとか、そんな状況だったわけです。だから、全然違うんです、やっていることが。

先ほどお話ししたように、茂原市は、そういった方々の命を救うために、そういったところに対して、早めの、まだ雨もほとんど降っていないような状況で避難指示を出しますと、そういうふうにおっしゃられているんです。それに対して、住民の方からのネガティブな反応は一切ありません。これが、だから先ほどから言っているように、他の自治体の実績も参考にしつつという長柄町の方針ですから、これ実際、茂原市がそういうふうやって対応しているわけですから、それ見習ったらいんじゃないですか。

しかも、これ、その指標であるところの、先ほどおっしゃられた土壌雨量指数とか、こういったものは、生データは有料ですが、これは手に入るんです。ただし、それを基に個々に計算するのは、やはり例えば気象予報士とか、茂原は気象予報士が常駐しているということなんですが、長柄町そういった予算がないので、そういう意味では、先ほどおっしゃられたそのキキクルというところ、土壌雨量指数をベースにしたアラートが何段階あるわけです。一番下の黄色、もうこの段階で、そういったところに対しては出されるのがいいんじゃないでしょうかというのが気象庁の担当課の意見です。

これは、通常のところに対しては早過ぎるんです。ほとんどまだ雨もそんな降っていないわけだ

から。だから、そういうのを分けてちゃんと対応するようにされるのがいいんじゃないでしょうかというのが私の言っていることなんです。

これが、全く、だから均一にやっているから、先ほど言ったように、もう冠水が始まっている時点で指示が出ているわけです、これまでは。だから、そこはぜひ近隣の市町村、村はないですけど、市とか町を見習ってやっぱり対応をぜひ考えていただきたい。

それから、予防伐採に関しても、これだって、いすみ市はもう5年前の台風被害の直後から、特に病院とか避難所とか福祉施設とか、そういった公共施設に通じる高圧線、3つ線が電柱に通っている、あそこのルートを町の職員の方が全部調査をして回って、延べ9.数キロにわたってそういう箇所があるということで、全部で110か所と。それを毎年3,000万の予算を組んで、今までに110か所のうち60か所実施が済んでいるんです。今後もそれは継続していくということで。これをやったおかげで、特に先ほど言った公共施設に通じる電柱の付近の危険木を対策することによって、もうそれ以降、停電がそういった施設は起きていないという、そういう実績を上げられているんです。ここも、県から補助が出ていないというのは一緒です、長柄町と。ただ、3分の1は、これ森林環境譲与税というので出るわけです。だから、実際には3,000万のうち2,000万は一般財源で出している。そこまで真剣にやっているんです。もう5年たっても何もやっていないというのは、これは問題なんです。だから、もう少し真剣にやっぱり対応すべきだと思います。

それから、あと河川の、これちょっとここが若干危険木から外れるんですが、同じように、いすみ市は、河川ののり面とか、あるいはそこにたまっているいろいろな堆積物とか、道路の側溝とかをどぶさらいをして、それによって大幅に洪水の発生が抑えられて、今ほとんど洪水の問題が起きないというふうに、いすみ市ではおっしゃっています、市長が。これを聞いて、茂原市の市長も、茂原市でもそれちょっと今後やっていこうというふうに考えていますと。

つまり、当たり前の話なんですけど、のり面に草がぼうぼう出ているじゃないですか。それからどんどんたまっているんです、5年前の台風のと看以来。どんどんそこに堆積物がたまっていっている。だから、最初に造ったときに比べて、その川の排水能力が落ちているわけです。だから、それを掃除すれば元に戻るのは、これは誰が考えたって当たり前の話なんです。だから、どぶさらいも普通の人はやるんです。

いすみ市は、また賢いことに、県道の側溝に関しては全部県にやらせているんです、定期的に。伺ったところ、大体5センチ近くたまったらすぐどぶさらいしてくれということで、県にそれと言って、毎回それを県にやってもらっていると。だから、幸い、月岡町長は、県とか国に、これ強いパイプがあるというふうにおっしゃっていますから、だから強いパイプで県に言って、いすみ市長

も大分煙たがられているというふうには言っていましたけども、これは必要なことですから。

だから、県道に関してはそういう形で県にやってもらって、それ以外のところは、町で川の掃除とのり面の草刈りと、それから川底のどぶさらいというか、堆積物の除去、これを徹底的にやることで、今まで起こっていた水害はかなり軽減されるんじゃないかという、それは実際にいすみ市で実証されているわけですから。完全にゼロになるわけじゃないけれども、少なくともこれ相当な効果があったというふうにおっしゃっているわけですから。これは、ぜひ長柄町も、先ほど繰り返しますけど、得意のフレーズの他の自治体の実績も参考にしつつというふうによくおっしゃられるので、ぜひこういったことを参考にさせていただいて、長柄町でもこういったことをやっていただきたい。

それから、救助体制に関してですけども、これも、犠牲者が出た後、何か町でやったんですかということなんです。何にも対策ができていないんです。だって、助けに行けないわけでしょう。だから、特に、前回のときは、軽トラかどうかちょっと忘れましたが、それが突っ込んじゃって、もう出れなくなって、それで犠牲になられたというふうに伺っています。

だけど、そのときに、結構水の流れもあったと思います。だから、消防団も消防本部も何にも手を出せなかったわけです。そのときに、先ほど言った、これは茂原市長も非常に、一緒に、たまたま同じテレビ番組を見ていたんですが、あるメーカーがプロペラ式のボートを開発して、それを自治体にそういう災害の救助用に買ってもらおうようにしているというようなそういう番組があったんですが、同じものを見て、あれはぜひ購入したいなというふうにおっしゃっていました。

だけど、長柄町は、もっとそれが、実際に犠牲者が出たわけだから、それをもっと早めに導入して、もうもし何かあってもすぐそれで救助に行けますという対策を、ぜひ取っていただきたいんです。

今あるのは、何かぼろぼろになったライフジャケットとロープしかないんです。それじゃ、人間を助けることなんてできないわけです。だから、ぜひ、そこは真剣に取り組むことを考えていただきたいんですが。

ちょっと具体的な質問に戻るんですが、予防伐採に関して、まず。これ、一体、対策を必要とする箇所というのは何か所、あるいは木の本数でいうと何本とか、その辺はどういうふうになっているんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

町で道路をくまなく歩いて何本という確認はしたことは、今のところ手元にはございません。

しかしながら、去る10月の中旬なんですけれども、東京電力の茂原支店と、今、議員がご質問されている、いわゆる予防伐採についての協議を町で行いました。令和元年の房総半島台風の災害時の電線切断箇所の調査結果と、今後の予防伐採の進め方についてということで、双方で協議を行ったところでございます。私どもの防災担当と産業の森林担当のほうが出席をいたしまして、お話をしたところです。

お答えといたしましては、いすみ市さんですか、9.2キロとかですかね、何か出ているようなんですけれども、キロ数、メーター数までは出ておりませんが、こういう主要な場所が重要施設等に影響のある電線であるということの箇所づけについては、一応把握をしているところでございます。

今後、それらを現在行っている国の森林整備のものと合わせて、どの程度の進捗率が測れるのか、その辺を今後内部で検討していこうということを今言っているところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） もう眠たくなるようなペースなんです。今頃そんなことをやっている段階じゃないんですよ。これはしつこいんですけど、いすみ市は5年前の災害直後から調査をやっているんですよ、独自に職員のほうで。だから長柄町もそのぐらいやったらいいんじゃないですか。

これ町長からそういうふうに担当課に指示を出して、少なくとも先ほど言ったように、公共施設、病院だとか避難所とか福祉施設とか、そういったところに通じるところだけでも、まず歩いて調査をして、それで何か所、何本ぐらいあるかというのをまず把握することからやっぱりするべきじゃないですか。かなりもう5年遅れですけど。

それをやって、初めて、じゃあどういう順番でプライオリティーをつけて対策していくかというのが決められるわけですよ。これから何かいろいろ考えてどうのこうのとか、もうあまりにもだからペースが遅過ぎて、来年また同じような規模の災害が発生したら、また同じような被害を受けるわけですよ。

それから、ちょっと気になったのは、何か前回その5年前の災害で倒れたところを見て回ってと、そうじゃないんですよ。前回倒れてなくても、次はまた倒れる箇所もあるわけですよ、そういった場合も。

だから、ポイントは、そこにつながるその電線を全部見て回って、そこに木が絡むような、例えば倒れたら引っかかるような場所がないかというのを、全部しらみ潰しに調べる必要があるんですよ。

だから、その順番としては、最初は公共施設に行くまでの送電線のルートですよね。それから、次は当然各家につながっている電線のところで、もし問題になるような木があれば、それはおいおい、やっぱり伐採していかないといけないわけですけど、まず最低でも公共施設に関しては、どんどん進めるような体制を取らないと、あと所有者がどうのこうのって、そこも非常に私疑問なんです。少なくともいすみ市では、その所有者の方は「どうぞ切ってください」というふうに皆さんおっしゃってくれると。これを「うちのは切るな」なんていう、そういう家があるとは私はちょっと想像ができないんですよ。

つまり、「停電になる可能性のある木がうちの敷地内にあるよ」と、「それは切られたら困る」なんていう、そういうことを言う家が果たしてあるのかなと。

繰り返しますが、実績としては、いすみ市ではこれだけの規模でやったんだけど、そういった地主の方は一軒もいらっしゃらなかったと、皆さん歓迎していただきましたということなので、それからすると、これ本当にじゃあその地主の方とちゃんと真面目に相談されたのかと、説明をして。ここがもし木が倒れて電線切っちゃうと、例えばその病院が停電になっちゃうから、犠牲者が出る可能性があるから切らせてくれと言って、嫌だということとはちょっと想像できないですよ。

だから、まずはそういう形でどんどんとにかく切っていくと、必要なところは、安全、安心なまちづくりが町長の3つの約束の中の1つですから、これぜひやっていただきたいと思うんですよ。

それから、まずそれに関して、ちょっとぜひ力強いその答えをいただきたいんですが、ポジティブに。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

どの部分にお答えしていいのか、ちょっと的が外れていたら申し訳ないんですが、まず事業の取りかかりが遅いという点につきましてなんですけれども、他の自治体のことについては、私ここで本会議でとやかくあんまり言いたくないんですけれども、本町といすみ市は被災の状況も違ったという話は伺っております。

9月9日の房総半島台風、うちも最大15日間停電が起きましたけれども、いすみ市さんでも10日余りの停電があったというふうに伺っております。

その後、本町ではその復旧もままならぬ状況のときに、10月25日の大雨の災害が起きて、これまで議員がそこでおっしゃっていただいたように、尊い2名の命が失われた。過去にもないぐらいの大きな災害でございました。

その災害の復旧につきましては、明許の繰越しの手続などをいただきまして、約2年かけて何とか復旧の形が取れたということを私は記憶しております。

いすみ市さんにおかれましては、10月25日の大雨は、さほどいいですか、ほぼ被災がなかったということで、9月9日の房総半島台風を受けて、その10日間の停電、これはすごいことだったなということで、すぐにでも取りかかる体制をとって、令和2年からのその辺の対応に当たられたというふうに伺っているところでございます。

本町におきましても、初動が2年半ほど遅れているのかもしれませんが、もっと言うと今5年でするので、あともう1年半ぐらいどうしていたのという話は、当然ついて回る話ですから、やっていたということを使うわけではございませんが、それぞれの自治体においての状況があったということだけ、ご理解いただければというふうに私今思っているところでございます。

あと、この電線の関係なんですけれども、前回の災害等を受けてそれだけをやったということで、私の答弁が多少足らなかったのかもしれませんが、今後これからということも含めまして、6,000ボルトですか、高圧線の通っているものを直視・目視して、それでしらみ潰しにということで、今後はその東京電力の基データに加える形でやっていくということになります。

ただ、こればかりは送電事業者でなければ、その木の伐採、枝の伐採はできないと、高圧線が通っている関係もありまして、いすみ市さんでも、東京電力株式会社さんの元請会社さんのほうに全部お願いしているというふうに伺っておりますが、その辺の手元の関係もあるように伺っております。手元というのは、受注体制の問題とか、そういうこともあろうかというふうに伺っております。

いずれにいたしましても、そこは議員がおっしゃるとおりなんですけど、やる気があって力強く前に進むんだというところを受けて、事業者のほうとも協議になろうと思いますので、そこは議員の今のご指摘のことも含めまして、しっかりと今後検討していくというところでございます。

検討は後ろ向きなことではなくて、森林整備事業の今回やっているものと併せてどれだけできるのかを考えていきたいというふうに思います。問題は、事業費と事業量のバランスの問題だと思います。

いすみ市さんは、200億円ぐらいの一般会計の予算があるかと思いますが、それに対して今年度、議員は今3,000万とおっしゃいましたけれども、当初2,000万で多分始まっていると思います。約うちの40億に対して5倍ぐらいの予算だと思います。

単純に2,000万円の5分の1になりますと、400万ぐらいの事業規模が妥当な線じゃないかなと思うんですけれども、比例計算しちゃえばですね。ということになるんですが、じゃあ400万でどれだけできるのかとか、そういうことも議員のご期待、町民の皆さんのご期待に応えられるかどうか

も分かりませんので、そこらも含めましてしっかりと検討した上で、森林整備事業と並行してどこまでできるのかを今後の課題としていくというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） とにかくちょうど今の額をやっぱりいすみ市長とも話したんですが、うちの町だったら四、五百万だねと。だけど、それでも全然オーケーなんです。継続してやっていけばそのリスクがどんどん下がるわけだから、まずはやることなんです。何にもしないで、しかも調査すら終わっていないということは、これはかなり反省していただかないといけない部分だと思いますよ。

これもやっぱり町長が、先ほどからしつこいようですけど、安心、安全なまちづくりというのは、そのあたりからまず始めるべきなんです。

それから、このプロペラ式のボートの購入に関しても、これは長生郡市での購入でも共同でもいいんですが、やはり犠牲者が出ているということですから、やっぱり長柄町が中心になって周辺の町に呼びかけて、そういう設備、装備を整えるような方向で、ぜひ町長がリーダーシップを取ってやっていただければというふうに希望します。

それから、ちょっと最後にですけど、これ冠水ポイントでの誘導なんですけども、「これは一応消防団とか消防と協力してやりますよというふうになりました」という、以前の会議で回答をいただいたんですが、これは訓練とかやっているんですかね、誘導訓練とか。

これ何にもやらないで、また災害が起こって、何にもその経験ないのにその辺に立っているだけじゃしょうがないんで、ちゃんと訓練もやっていただいているのかどうか、そこはちょっと回答いただけますか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

第8支団の方には、一度お答えしているかと思いますが、冠水箇所である看板を出してくれるということについての協力をお願いして了解をしてくれました。この夏の台風の際にも、その対応を取っていただきました。

救助の訓練とか、救助のためのということにつきましては、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、消防、警察などに対して依頼を仕掛けていくものでして、団の方につきましては、率先

してその水の中に入って行って救助をするとか、そういう想定の基でのことはお願いもしてごさいません。また、今後するつもりも今のところごさいません。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） ちょっと茂原市と比べるとかなり後ろ向きなんですけど、茂原市ではプールを使って、そういった救助訓練までやっているんですよ。ですから、しつこいようですけど、やはり犠牲者を出してしまった町として、もう少しその辺は真剣に取り組む姿勢をぜひ見せていただきたいと思います。

それから、最後になりますけど、これちょっと長柄町だけで何かいろいろ判断されているようなニュアンスで回答を伺っていたんですが、災害時ですよ。これ茂原市長の話だと、何か県からリエゾンが派遣されて、常駐する形になっているはずだということなんですけど、長柄町にはそういったリエゾンの派遣はないんですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

今回、今年の8月の台風の際も、リエゾンは本町に24時間体制で入ってくれました。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） 入っているのであれば、何かもう少し対応をうまくできるような気がするんですが、県とうまくつないでですね。先ほどの看板を出すだけじゃなくて、人間がやっぱりそこに立って、茂原市のようにちゃんと誘導してくれないと、看板を見逃したら終わりじゃないですか。そんなレベルじゃ駄目なんですよ。もう少しやっぱり危機感を持って対応していただくと。

もともと前回の回答では、「ちゃんと誘導する」という回答だったと思いますよ、協力して。看板を置くなんていうのは、別に消防と協力しなくたって、誰かに頼んで置いてくりゃ終わりのわけだから、そんなレベルの対応では困ります。

ということで、一応私の質問は終わります。

○議長（柴田 孝君） 以上で、2 番、宮坂陽一郎議員の一般質問を終わります。

これで暫時休憩いたします。再開は2時20分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（柴田 孝君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 智恵子 君

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋智恵子議員。

○5番（高橋智恵子君） 5番、高橋智恵子でございます。傍聴の皆様におかれましては、午前に引き続き、お忙しい中ありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

大項目の1、長柄町の子育てについてです。

令和5年、こども家庭庁が発足し、6年には児童福祉法の改正がありました。その概要は、子育て世代に対する包括的な支援体制の強化・拡充・支援の質向上などです。本町として、既に機能として担っている部分も多くあると認識はしておりますが、現状の課題や方向性を踏まえて、本町の子育て支援の在り方や施策展開についてお聞きしたいと思います。

①町長の公約の一つに、さらなる子育てしやすい町を目指すと掲げてありますが、現在の長柄町の子育て支援についてお聞きします。

②現在の子育て環境については、どのように考えているかお聞きします。

③今後取り組みたい施策はあるのかお聞きします。

大項目2は、食育活動の推進についてです。

成長期のある児童生徒の心身の健全な発育のためには、栄養バランスの取れた給食の提供が重要だと考えます。地産地消の活用や郷土食・行事食の提供は、地域の文化の理解と関心の点からも教育の効果があると思います。

そこで、食育活動についてお聞きします。

①学校における食育指導の現状をお聞きします。

②学校給食の献立について、心がけていることはどのようなことかお聞きします。

③給食に充てられる時間と様子についてお聞きします。

④給食における小1の壁に対する配慮はしているのかお聞きします。

⑤物価高騰に伴い安心な食材の確保は大丈夫かお聞きします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 初めに、ただいまの1項目めの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 高橋議員1項目め、長柄町の子育てについてお答えいたします。

現在の長柄町の子育て支援についてですが、本町では、これまでの18歳までの医療費無償化はもとより、令和4年12月からこども園・町立の小中学校の給食の無償化、令和5年度から出生時から中学校入学時までの節目に支給する子育て支援金の交付を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい町を実感できるよう取り組んでいるところです。

また、こども園や学童保育の環境整備を実施、利用される町民の利便性の向上に努めるとともに、来年度に開設を予定しているこども家庭センターでの相談業務などの充実にも引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

次に、2点目の現在の長柄町の子育て環境についてですが、本町の子育て環境は他の自治体に引けを取らないものと自負しております。

その上で、子供たちの育ちの環境整備にこれでよいというゴールはないという認識の下、引き続き保護者等のご意見を伺いながら、しっかりと進めてまいります。

次に、3点目の今後の取組についてですが、来年度はこども家庭センターを発足させ、子どもに関する保健と福祉の窓口を一体化し、子育て上の悩みなどをお子さん・保護者に寄り添った支援ができる体制を整えてまいります。

また、近隣市町村に先駆けて、来年度、5歳児健診の実施を予定し、就学前の発達や健康上の課題を早期に発見し、就学後の児童の特性に合った教育につながるよう努めてまいります。

今後も、年代に沿った様々な取組を実施し、本町の子供たちの健全な育成に結びつくよう、子育て支援策の充実を図ってまいります。

以上、答弁となります。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。今、来年度からこども家庭センターの開設の予定があるということで、これも児童福祉法の改正に伴って、自治体において努力義務というふうに認識をしております。現在も、ほぼ50%ぐらいが開設されているのではないかと思います。本町でも来年度開設するというので、大変ありがたく思っています。

妊娠してから出産、子育て、そして子ども自身に至るまで、あらゆるそういったことに関する相談を受けなくてはならない窓口となり得るのではないかと思います。長柄町においても、大変大きな事業になるのではないかと考えておりますけれども、そういったことは、町民の皆さんが例えばDXを利用するとか、本当に相談しやすい、利用しやすいような環境をつくっていただければというふうに思っております。

これからいろいろ内容は精査していくかと思っておりますので、その内容についての質問は控えますが、今後ともよりよい事業になることを願っておりますので、よろしくお願いをいたします。

そしてもう一つ、来年度の施策ということで、5歳児健診を始めるというふうにお聞きしました。この5歳児健診にあっては、現場においても大変前から必要性をうたわれていました。現在、3歳児健診から小学校・就学児童前の健診までが、そういった健診がなくて、大変早期発見とか予防という意味では、本当にありがたいなというふうに思っております。

現在、こども園の先生方が大変子供たちの様子をよく観察してくださってしまして、それを今保育士の方たちに伝えて、それを参考にして、3歳児健診等は行っております。

たまたま先日、教育懇談会の際にも、こども園の川島園長先生にもよろしくお願ひしたいということをお願いしましたが、本当にこれから保育士さん忙しくなるかと思っておりますけれども、この5歳児健診始まるということで、すごくうれしく思っております。

これに関しては、これから医療機関との連携を進めていくことでよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

ご指摘の5歳児健診ですけれども、ただいま実習方法、その他と実施される先生方、それからその後のフォロー体制につきまして、今茂原市長生郡医師会と協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

町長も先ほど答弁の中で言われましたように、本当に子育て環境の整備、支援については、本当にゴールがないというふうに思っています。近隣の中でも、本当に長柄町では支援等大変進んでいるかと思っておりますけれども、これから社会のニーズに合わせて、臆することなく柔軟な対応を取っていただいて、千葉県一とまでは言わなくても、近隣の市町村の中ではちょっと前向きな、一歩前に出たような子育てをしていただければというふうに願っておりますので、ぜひよろしくお願いをし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） ありがとうございます。今度、クリスマスのこども園のほうで、12月の第3週でしたっけ、その日を予定しているんですけど、そのとき私がサンタになって、ちょっとクリスマスプレゼントを配るということをやるんですけど、それが終わった後に、支援センターに来ているお母さんたちと意見交換の場をちょっと持たせてもらいまして、またこれから子育てしていくお母さんたちとどういうものをまた望んでいるか、そういう意見も聞きながら、こちらの子育て環境整備等をつくっていきたいと思いますので、また議員さんからもしいいご意見がありましたら、お願いします。

そういうことで、答弁とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。本当に実際に子育てしている方の意見を聞くのが一番だと思いますので、はい、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目の2番のほうをお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） 次に、2項目めの質問に対する答弁を求めます。

酒井教育長。

○教育長（酒井昌史君） 食育活動の推進についてお答えいたします。

1点目の、学校における食育指導の現状ですが、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しており、平成27年に食育基本法が改正されたところでございます。

法では、子供たちが食べ物を大事にする感謝の心、好き嫌いをしないで栄養バランスよく食べること、食事の重要性や心身の健康、食事のマナーなどの社会性などを身につけることが求められています。

各学校では、食に関する指導全体計画を作成し、食べ物の働きや栄養についての理解を深め、望ましい食習慣を身につけること、健康で生き生きとした生活を送ることについて考え、実践できることを目標とし、教科等の時間、給食の時間、そして個別的な相談指導を通して食に関する指導が計画的・組織的に行われております。

2点目の、学校給食の献立について心がけていることはどのようなことかですが、衛生的で安全な食材を使用し、施設設備や時間、調理能力に応じた献立作成を基本に、主に6つのことを考慮し

ながら献立作成を行っております。

1つ目は、文部科学省で決められた学校給食摂取基準に基づき献立を作成すること。

2つ目は、リクエスト献立を各学校ごとに取り入れる等、子供たちが楽しみな給食にすること。

3つ目は、生活習慣病にかからないような食材そのものの味を生かすような味つけや調理の工夫を行うこと。

4つ目は、肉、魚、卵、豆製品な満遍なく取り入れ、偏った献立にならないように変化をつけること。

5つ目は、長柄産の春のタケノコ、秋の新米など、旬の食材をできるだけ利用すること。

そして、6つ目は、日本の和食というすばらしい食文化を大切にし、ひな祭りや七夕など行事食の提供を積極的に取り入れることの6点です。

3点目の給食に充てられる時間と様子ですが、準備に15分、食事に20分、後片づけに10分、合わせて45分間を給食の時間としております。

給食時の様子ですが、子供たちにとって、給食は学校生活で楽しみにしている時間の一つです。小学生も中学生も、学校や学級の実態に応じてグループで食べる等、工夫しながら仲間と楽しく食べております。積極的にお代わりをする様子も多く見られます。

また、給食時に本日の献立及び栄養素についての説明や、地産地消の食材についてのアナウンスが流れ、食に感謝しながら楽しく給食の時間を過ごしております。

4点目の給食における小1の壁に対する配慮ですが、入学してから1か月間は6年生が1年生の教室へ行き、慣れるまで給食の準備・配膳・後片づけ等の仕方について教えております。

年上の児童からのサポートを受けながら、1年生は6年生との交流も深まり、給食について自分たちで配膳ができるようになり、徐々に集団生活に慣れていき、充実した学校生活が送れるようになってまいります。

また、児童にとっては初めて食べる料理・味などがあるため、歯ごたえや味などについて、食事の前に担任が話をすることで、子供が食に関心を持ち、一口でも食べてみようかなという気持ちを持たせるよう指導をしております。

5点目の、物価高等に伴い、安心な食材の確保は大丈夫かですが、学校給食で使用する給食食材は国産を基本とし、地場産物の食材をできるだけ使用するように努めております。食材は、長柄町給食運営委員会で選定された給食納入業者から納入しております。

例えば、毎日に使用している米は長柄町産のコシヒカリを使用し、牛乳は、睦沢町の新生酪農の低温殺菌処理された牛乳を使用しております。また、学校給食衛生管理基準に基づき、使用する食

材の品質、鮮度、品温等のほかに、生産地の点検及びこれらの結果を記録することになっております。

賄い材料費や光熱水費の高騰に伴い、次年度予算にそれらを盛り込んだ増額を要望しており、今後も安心、安全な食材を納入できるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） 丁寧な回答ありがとうございました。

まず、食育の観点から保護者等への周知とか、栄養士さんが学校に出向いて生徒たちと接する活動というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。お答えします。

保護者への周知という点ですが、学校給食センターでは、毎月献立表・給食だよりを作成し、各学校に配布しています。また、小中学校に栄養士の先生をお招きしての給食試食会の際、保護者に食事と栄養の関係性、食事の大切さについて話す姿もありました。

また、中学校では12月の三者面談時に、小児生活習慣病健診の結果から、対象者の保護者と生徒に養護教諭と栄養士で生活指導・食事指導を実施しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） ありがとうございました。保護者の方も、実際に給食等を召し上がったたり、そういった内容を聞くということは、大変安心をするのではないかと思います。

また、私の何となくイメージかもしれませんが、長柄町の子供ちょっと肥満傾向があるのかなというふうに思ったこともありますので、そういった生活習慣病、子供のときから気をつければ大人につながるということで、そういった保護者に対しても本人に対しても、そういった意識を持つという指導は大変ありがたいと思っておりますので、今後とも続けていただければと思っております。

次に、子供たちにとっても一日に必要な摂取カロリーというのがあるかと思います。年齢によっても違うと思いますが、その辺、1回の給食でどの程度のカロリーといえますか、栄養が取れるかどうかお分かりでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） ありがとうございます。学校給食では、一日に必要な栄養量の約3分の1程度を取れるように、毎日献立を作成しています。また、家庭の食事でも不足しがちなカルシウムやビタミン類については、3分の1以上を摂取できるようにしています。学校給食摂取基準を基に、いろいろな食品を組み合わせで献立を作成しております。

なお、カロリーについてですが、子供の一日に必要な摂取カロリーとして目安は、中学生男子が2,600キロカロリー、女子が2,400キロカロリー、小学生、これは3年生、4年生ですが、男子が1,850キロカロリー、女子が1,700キロカロリーとなっています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。一日の3分の1、もしくはカルシウム、ビタミンにおいては3分の1以上取れるということは、しっかり給食を食べていただければ、本当に子供たちの成長にもつながるかなというふうに思います。

残さず、しっかりと食べていただきたいと思うんですが、例えば先生方から見て、ネグレクトまではいかなくても、ちょっと家庭で食事の面がどうなのかな、取れているのかなとか、ちょっとこの子は痩せているのかなとか、そのように見られるようなお子様というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

学級担任を通して、給食の時間、できるだけ子供の状況については観察していると思いますが、今、議員が質問された点についてお答えします。

朝食を抜くことが多いお子さんも中にはいると聞いております。学校教育委員会といたしましても、今後も食育の大切さを授業など、いろいろな機会でご子供たちや保護者にも伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。個人的な話で家庭的な話にもなりますけれども、特に朝食というのは取らないと、学校の授業と活動についても必要なことなので、昔から朝食はしっかり取りましょうというふうに、学校のほうでも指導してくださっているのは承知しております

が、引き続きその辺、保護者への周知、よろしくお願いをできればと思います。

そして、何よりも先ほども言いましたけれども、学校給食をしっかり食べてもらえれば、多少はそういうことにつながるのかと思いますので、よろしくお願いをいたします。

あと、給食の残飯といいますか、そういった量というのは把握しているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

残飯については、毎日把握しています。給食センターでは、残菜量を学校別、料理別にそれぞれ毎日計量しています。この計量から分かることとして、長柄町の児童生徒の残菜状況は、和食より洋食を好むこと、和食の献立のときに残菜が多いこと、そして魚料理や野菜料理の残りが多い傾向にあります。

今後も毎日残菜を確認し、食材の選び方、料理の組み合わせや味つけなどを工夫し、残菜を減らすようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。今のお話ですと、和食より洋食が好き、魚や野菜はあまり好まないというのは、本当に予想どおりの結果かなというふうには思います。

先ほどカロリーのお話をしましたけれども、一教室当たりカロリーといいますか、人数とか年齢に合わせて、それに合った量を毎日一教室ごとに測って食缶に入れて提供しているのかと思いますけれども、さらにそれを残った量を測って、きちんと見ていただいているということは、大変な作業かというふうに思います。

そういうことをしてくださることによって、多分これから献立を改善するとか、味つけを改善するとかというふうにつなげてくださっているのかなというふうに推測をいたします。そこに大変愛情を感じるところでありますけれども、何回も言うように、食べていただかないことには栄養になりませんので、ぜひその辺はよろしくお願いをしたいと思っております。

あと、今アレルギーの子供が多い、特に食品に対するアレルギーの子供が多いと思うんですが、その辺の入学時等アレルギーの把握というのはどのようにしているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

アレルギーについての把握ということですが、小学校入学前に行われる就学時健康診断で、保健面、アレルギー等の配慮事項について、教職員は把握することがまずできます。

食物アレルギーのある子供については、小学校入学前に面談を実施し、医師からの診断書を基に学校では対応しております。

また、中学校では、4月に小学校から引き継いだ保健調査表を基にアレルギーの確認をしています。小学校も中学校も4月に職員会議の中で、新入生だけでなく在籍する子供一人一人の保健面、アレルギー等の配慮事項などについて、養護教員が一覧表を作成し、学級担任からも説明し、適切に対応ができるように全教職員に周知し、共通理解を図っております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。アレルギー症状の一つとして、アナフィラキシーというのがあります。その補助治療薬ということで、エピペンというのがあるんですが、それを持っている子供も最近多いと伺っておりますが、そこに対する学校の対処というのはされているのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

各学校では、4月当初、養護教諭が講師役となり、エピペンの取扱い方法を全教職員が研修する機会を設け、いざというときに誰もが対応できるようにしております。

例えば、文部科学省作成のエピペンの使用方法についての動画を全員で視聴した後、実際にエピペントレーナーという模擬のアイテムがあるんですけども、エピペントレーナーを使用して打ち方の練習を全員が行います。

また、エピペン所持者の一覧及び健康管理調査表を配付し、全教職員の共通理解を図っております。なお、エピペンの保管場所は、本人が普段ランドセル等に保管している場合も含め、学校内で統一しており、全教職員がどこにエピペンがあり、いつ、どこから持ってくればいいのかというのを全員が周知しています。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。ということは、現在持っている子供がいるということよろしいのでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） 細かい情報は個人情報なんで控えさせていただきますが、小学校それぞれにいらっしゃいます。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） ありがとうございます。いつショック状態が起きるかというのは分かりませんので、少なくとも学校にいる間、先生方がそのように十分対応してくださっていることで安心をいたしました。

次に、物価高騰に伴って、食材とか関係する資材等大分高騰しておりますけれども、先ほどの教育長の答弁の中でも、次年度予算の増額を要望されているというお話でしたけれども、6 年度の 1 食あたりはどれぐらいかかったかお分かりでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） お答えします。

今年度、令和 6 年度は、小学生給食 1 食 300 円、去年は 260 円でした。中学生は 340 円となっております。去年は 300 円でした。

以上となっています。

○議長（柴田 孝君） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋智恵子君） ありがとうございます。物価高騰の中でも 300 円、340 円ということで、かなり価格に対しては努力をされているのかなと。今無償化ですのであれですけども、努力をされているのかなというふうに思います。

先ほど教育長の答弁の中で、牛乳は新生酪農の牛乳を使っているというお話がありました。ちょうどたまたま先月、私新生酪農の工場見学に行ってきたして、その説明を聞く機会がありました。

パスタライズ牛乳というものなんですけれども、牛の餌、飼料に関しても、遺伝子組換えのない国産の物を使い、大変厳しい基準を通った農家の牛の牛乳しか使わない。そしてまた、それが普通の牛乳は高温殺菌なんですけれども、これは低温殺菌処理をしているということで、普通の牛乳よりも、その成分の体に対する吸収の仕方が、胃の中での吸収の仕方がとても体に優しいというふうにお聞きをしております。

限られた農家の牛乳しか使わないので、当然その生産量にも限りがあります。その分、金額も多少ほかの牛乳よりも高くなっているというふうにお聞きしております。

ただ、少なくとも義務教育、9年間の間、このようにいい牛乳を毎日給食のときに飲めるということは、子供たちの成長にとっては大変ありがたいことだなというふうに、そのとき新生酪農さんに行って、「長柄町も使ってくれているんですよ」というふうにお聞きしまして、9年間これを飲んでくれるってありがたいなというふうに思いました。

ましては、無償化の中でこのちょっとお高い牛乳を飲めるということは、最初の大項目の1、子育てについても、子育て支援の一つにもつながっていくことかと思います。

それも十分保護者等にも周知して、安心感を与えられればいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

西周学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（西周信幸君） 貴重なご意見ありがとうございます。議員おっしゃったような考えを基に、よりよい給食づくりに努めたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 5番、高橋議員。

○5番（高橋智恵子君） ありがとうございます。今までお聞きした中で、本当に食育活動って大変なことで、食に関することなので安全でなくてははいけませんし、子供の成長につながることで、引き続き努力をしていただければと思っております。

食育というと、まず最初に子供をイメージしやすいんですが、昨今では、食育は高齢者においても必要だと言われております。人生100年時代と言われていても、健康寿命が長くなくてははいけません。そのためにも、食育は必要だと言われておりますけれども、今回、子供と高齢者と管轄部署も違いますので、一緒にはしませんでしたが、今回は高齢者の食育についても質問させていただければと思っております。

また、子育て支援というと、とかく補助金だとか支援金だとかというふうに話にはなりがちです。これから教育等で新しい施策とか考えが出てきたときに、やれすぐその補助金を出せとか、何とかという話になることもありますけれども、それはそれでももちろん否定するものではありませんけれども、支援金、補助金というと、家庭への補助というふうになります。

ですが、それもさておいて、ぜひ子供たち自身の支援になるような施策も、次年度は考えていただければいいかなというふうに、それをお願いをいたしまして、私の今日の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（柴田 孝君） 以上で、5番、高橋智恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 金 坂 光 章 君

○議長（柴田 孝君） 引き続き一般質問を行います。

1 番、金坂光章議員。

○1 番（金坂光章君） 1 番、金坂光章です。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、議長よりお許しをいただきましたので、質問に移らせていただきます。

月岡町長におかれましては、令和4年より町民の生活環境の向上のため、大変ご尽力をいただいていることと思います。そこで、町民の皆様への発信と確認も含めて、次の件について伺います。

月岡町長の町政運営の実績と今後の方針について伺います。

（1）番、月岡町長は就任されてから2年間を経過し、これまでの町政運営に対する振り返りと実績について、どのように捉えているか伺います。

（2）番、その上で、今後の町政運営に対するお考えをお伺いいたします。

以上、2点について、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 金坂議員のご質問にお答えします。

私は、2022年の町長選挙において、輝く未来へ魅力あるふるさと長柄町の創生を掲げ、町民の皆様からの信任を得て、町政のかじ取りを担わせていただくことになりました。

任期の2年が経過して今、この場に立たせていただくことを大変光栄に思うと同時に、町長として課せられた使命と責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。

私は、魅力あるまちづくりをより一層加速させ、町政発展に向け強い覚悟を持って全力で取り組んでいく所存でありますので、議会の皆様、町民の皆様の引き続き温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、初めに町政運営に対する振り返りについて、重点的に取り組んだ子育て支援と福祉施策について申し上げます。

初めに、子育て支援ですが、私は、長柄町の子育て環境の充実を最優先事項に掲げ、公約の中で子育て千葉県一を目指し、様々な取組を進めてまいりました。

まず、子育て世代の経済的負担を軽減し、全ての子供たちが平等に栄養価の高い食事を受けられ

る環境を整えるため、小中学校の給食費無償化を実現いたしました。

さらに、子育てには多くの費用がかかることを踏まえて、子育て世代の経済的負担の軽減を図り、子育て環境の充実を図るため、出生時・小学校入学時・中学校入学時に切れ目のない支援を行う子育て支援事業を創設いたしました。

加えて、小学生以下を対象とした都市農村交流センターのプールの無償化を実現したほか、試行的ではありますが、長柄温泉の町民無償化にも取り組んでいるところです。

これらの取組により、子供たちが健やかに成長し、学びに集中できる環境が整ったことは、一定の成果だと捉えています。

一方、これらの施設は、本町が誇る貴重な資源の一つであり、その価値を最大限に活用することで、町民の皆様が気軽に利用できる場を提供したいと考えています。

特にプールは、子供たちの数少ない貴重な遊び場として、温泉は心身のリフレッシュや世代を越えた交流として重要な役割を果たしています。

このような取組を通じ、地域のコミュニティーの活性化や町民の健康増進に貢献ができるよう、公共施設の利活用について、より一層の効果的な運営に努めてまいります。

また、福祉施策では、介護の基礎的な知識やスキルを身につけることができるヘルパー資格の取得を支援し、介護事業への就業による人材確保を図るとともに、家族介護者が専門的な知識を得ることで、少しでも介護負担を軽減できるよう、介護職員初任者研修の支援に取り組んでいるところです。

この取組は、全国的にも先進的な試みとして書籍でも紹介され、注目されているところであり、今後もこのような取組を継続し、さらなる人材育成・介護負担の軽減に尽力し、町民福祉の向上に推進してまいります。

次に、今後の町政運営について申し上げます。

今後の町政運営に関しましては、防災対策の強化、高齢者の移動の確保、人口減少対策、持続可能な地域の活性化など、数多くの課題が山積しており、引き続き厳しい財政運営が続く中で、着実にこれらの課題に取り組んでいく必要があります。

まず、防災対策の強化についてですが、令和元年の本町における大災害の経験や、近年の気候変動に伴う想定を超えた自然災害の頻発化を受けて、防災体制の見直しを進めてまいります。

具体的には、専門的な知識を持つ職員を配置し、迅速かつ的確な対応ができる体制を整えます。

また、地域との連携を強化し、防災訓練等を通じて町民一人一人が防災意識を高めることができるよう努めてまいります。

次に、高齢者の移動確保についてですが、高齢化社会が進展する中で、高齢者が安心して移動できる環境を整えることは重要な課題です。本町に即した交通施策の再検討や地域資源の活用を図るとともに、町民皆様の協力を得ながら、ボランティアによる移動支援活動も推進していく考えです。

さらに、人口減少対策についても、今後の町政運営において重要なテーマとなります。特に、公園や宅地の分譲整備は、本町の人口減少が進む中で、町の魅力を高めるために住環境の整備が不可欠と考えております。

これらの事業を通じ、子育て世代や若者が住みやすい環境を提供し、町への定住促進を図ってまいります。

なお、整備に当たっては、今後の一宮川上流域の河川改修の進捗を注視し、議会の皆様と協議しながら進めてまいります。

持続可能な地域の活性化には、多様な視点や柔軟な発想が必要であり、行政だけでは限界があることを実感しております。このことから、私は行政だけでは解決が難しい課題に対処するため、企業・町民・大学とそれぞれ強みを生かして連携することで、より効果的な施策を展開すべく、地元企業との交流や学識経験者との意見交換を通じた地域の活性化に向けた取組を進めております。

そのような中、意見交換を通じたアイデアとして、本町の基幹産業である農業において、町・農家・そして地元企業が協力し、本町の主要作物である米の地域ブランド化を目指し、販路の拡大や生産性の向上を図っていくという提案がありました。

私は、この提案の実現に向け取り組み、稼げる農業の構築を推進してまいりたいと考えております。

町民や企業とともに成長しながら、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。

これから任期の後半を迎え、公約の実現を含めたあらゆる町政は、必ずしも平たんな道のりではないと認識しております。多様な町民ニーズに応え、明るい未来を共に築いていくことが、私に託された使命であると深く受け止めています。

町政運営は、私一人の力で成し遂げられるものではありません。議会の皆様と力を合わせ、町民の皆様の声を真摯に耳を傾けることで、一步一步確かな成果を積み上げてまいりたいと考えております。

町民の誰もが幸せを実感できる町を目指して、今後とも全力を尽くし、未来への責任を果たしてまいりますので、皆様の温かいご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 1 番、金坂議員。

○1 番（金坂光章君） 町長就任からの2年間の振り返りと実績、そしてこれからの町政への展望を

答弁いただき、ありがとうございました。

これまでの2年間、町民の生活向上のためにご尽力されたこと、深く敬意を表します。

さて、実績においてなんですが、まず子育て施策では、子育て千葉県一を掲げての取組、子供たちの健やかなる成長のための環境の整備、また、親御さんたちのための給食費無料化、子育て支援金の給付などにより、子育て期間の経済的負担の軽減、また福祉施策では、介護従事者の人材育成を支援し、介護負担の軽減を図るなど、一定の成果を挙げていると感じております。

今後の町政運営に関しては、防災対策、産業の向上、交通網の整備、人口減少問題など、様々ないろいろな課題が山積していますが、これまで同様、町長のリーダーシップの下、さらなる進展が見られることを期待しております。

私も、町議会議員として、町長が掲げるビジョンや町政の方向性に対して、様々な意見を交わしながら、町民一人一人が自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、共に力を合わせていきたいと考えております。

町長も答弁でおっしゃっていましたが、地域全体での連携、町民・企業・大学・行政、そして私たち議会が一丸となり、さらなる町の発展に向け、お互いに頑張っていきたいと思います。

この件についての発言についての答弁は結構です。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） 以上で、1番、金坂光章議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分からとします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 承認第1号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてご報告申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ957万4,000円を追加し、補正後の予算総額を44億603万5,000円とするものです。

内容は、10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について予算計上を行ったものです。これらの経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、10月3日付で専決処分をいたしました。

以上で報告を終わりますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第6、議案第1号 長柄町長期継続契約を締結することができる契約を

定める条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第1号 長柄町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、条例を条建に改めた上で、令和2年12月22日付で、総行第307号の地方自治法第245条の4第1項に基づき、技術的な助言に基づき、情報処理システム等のソフトウェアに係る使用許諾契約を追加するものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 今回のこの条例改正なんですけど、これの改正理由を知りたいんですが、これ元の条文で何か不具合でもあったんですか。その説明をお願いします。

それと、今何かソフトウェアだけの話になっていますけど、（1）のところも文言が変わっているんですが、その辺に関してもちょっとどういう経緯で、何か要は具体的に言うと緩くなっているんですよ。

当初の条例では、「毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの」となっているんですが、これはその準備云々というのは抜けちゃっているんですよね。これどういう理由でこういう改正になったのかをちょっと知りたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） ご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、先ほど町長の提案でもございましたとおり、総務省自治行政局行政課長からの通知によりまして、令和2年12月22日付の法第245条の4第1項に基づく技術的な助言に基づきということで、今回情報処理システム等のソフトウェアに係る使用許諾契約、いわゆるライセンス契約を追加するという内容のものでございます。

時間的には少し経過しているわけですが、その旨が本町は少し遅れていたということで、

今回提出をさせていただくものでございます。

また、今議員のほうからご指摘がありました多少文言が変更になっている部分につきましては、これまで先行で実施されている全国の他市町村の今回のこのような条例のものを参考にいたしまして、文言の細かな調整を行ったところでございます。大きな意味での変更等は、1号、2号についても特にございませんので、ご理解のほどいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） この大きな意味がないというのは、結構大きいと思うんですよ。なぜかというと、要は先ほど言ったように緩々になっちゃったんですよ。これは、継続的な役務の提供を受ける契約の中で、要は、毎年当初から、つまりシームレスにこれサービス提供を受けるにあたって、その準備が必要な場合ということで今まではなっていたんですね。だから、何もしなくても別にシームレスにこれどんどん毎年契約できるのであれば、別に長期契約の必要がないわけですよ。

だから、準備があるからある程度の期間にわたって長期契約をしておけば、途切れ目なくサービスが受けられるという意味でのこの条例だったわけですよ。それが、そこの部分が抜けちゃうと、何でもかんでもできちゃうことになっちゃうんですよ、極端に言うんです。

なぜ、だからこの縛りを切っちゃったのか。これが、だからほかがやっているから云々じゃなくて、何かそれで今まで町で支障があって、これこれこういうことがあったんで、それを是正するためにこういうふうに変えたというのであれば分かるんですが、別に何もないんだったら、このまま元のままの文言でいくべきじゃないですか。

わざわざこれ緩くして、本来だったらだから継続契約する、長期契約不要なものまで簡単に長期契約できちゃうことになって、長期契約しちゃうと、その間は切り替えられないということですから、そういったリスクもあるんで、ちょっとその辺をもう一度検討するべきじゃないですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

今回、今議員がおっしゃっている緩くなっているというのが、そういう認識はこちらございませんで、2項にも書いてございますとおり、経常的かつ継続的な業務で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要があるものということになっておりますので、この契約の相手方の準備期間を確保するためという文言がなくなったことが、緩くなっているという認識は私どものほうにはございません。

また、切り替えられない、長期継続契約は一度契約をすると切り替えられないリスクがあるということでご心配いただいておりますが、そちらについても、そのような事案が発生した場合には、速やかに長期継続契約を取りやめるということも可能ですので、その辺については問題ないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） まず、その長期契約しているのに途中で打ち切ると、これペナルティが発生しますよ。通常の企業と民間との契約であれば。長期契約で当然、それなりに例えばコスト的にも割安になるというケースがほとんどですから、それを例えば5年契約でやったのを1年目で打ち切ったら、それは当然ペナルティで、それは何がしの支払いが発生するわけですよ、常識的には。

それと、緩くなっているというふうに感じないというのは、それは大きな間違いで、ここでは相手方の準備期間を確保するようなことが必要なケースに限定されているわけですけど、何もしないで別にシームレスにサービス提供を受けられるようなものであれば、今まではそれは対象になっていなかったんですよ。だからそれが対象にできるということは緩くなったということですよ。これ常識じゃないですか。普通に考えたらそうじゃないですか。

今までの条件がなくなったわけですから。だからなぜそういうふうに緩くしているのかというのが知りたいということなんですよ。そう緩くなっていると思わないとかそういう話じゃないんですよ。

現実にこの項目がカットされているということは、その条件が外されて、それが無いものでも対象になるということですから、それはイコール緩くなっているんですよ。だから、なぜ緩くわざわざするんですかというのが先ほどの質問なんですよ。それに対してちょっとお答えいただけないわけですけど。

それと、先ほど繰り返しになりますけど、その単年度契約じゃなくて長期契約をしたけれども、何らかの事情で町のほうから一方的にこれ解約するとなった場合に、何らかのペナルティが発生しないという保障があるんであればいいですよ。そこをちょっと説明していただけますか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜副町長。

○副町長（若菜一繁君） お答えいたします。

まず、1点目の例えば履行がきちんとしている場合で、それを打ち切るということは、単年度でも複数年度でも、これは契約者の私どものほうに瑕疵があるということで、当然損害賠償とかそう

いったものが生まれると思いますが、当然に先ほど課長がお答え申し上げたとおり、順調にその契約が続いているのであれば、打ち切る必要がないのでありまして、これについては懸念がないと、このように考えております。

2点目の文言が削られたことがおかしいのではないかと、そういったご質問なんですけど、長期継続契約を結ぶときに、入札等こちらの条件を示して結ぶわけございまして、その期間を十分に取った上での長期契約を結びますので、これが文言が消えたことによって何も変わるというか、懸念は生じないと思うと認識しております。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっと私の質問全然答えになっていないんですけども、まず1点目の。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員に申し上げます。同一質疑については、3回を超えることはできない。

○2番（宮坂陽一郎君） いや、答えになっていないから聞いているんですよ。

○議長（柴田 孝君） だから……。

○2番（宮坂陽一郎君） ちゃんと答えてくれれば1回で終わるんですよ。私が聞いていることに答えられないから、何回も同じ質問をしているんですよ。そうちゃんと議長、内容を見てちょっと采配していただけますか。

○議長（柴田 孝君） いや、繰り返しになっていますので。

○2番（宮坂陽一郎君） だから、答えてないから繰り返し聞いているんですよ。私が聞いていることに答えていないんですよ。もう一回言いますよ。ちゃんと聞いてください。いいですか。

まず、毎年提供を受けるにあたってですね、「契約の相手方の準備期間を確保するために」という文言が消えると、当然準備期間を確保する必要がないものに関しても対象になるわけですよ。今までは準備期間の要らない役務の提供であれば、対象にならなかったんですよ、長期契約の。

それが、これをカットすることによって準備期間が何も要らない、普通に放っておけば別にシームレスにどんどん役務提供、毎年頭からできるようなものも、新たに対象に入ってくるわけですよ。この文言からして明らかじゃないですか、それは。だから、変わってないということはないんですよ。

それが1点と、もう一つは先ほどから言っているように、トラブルがあつてどうのこうのじゃないんですよ。こちらが例えばその役務とか物品なら何でもいいんですよ。

もっといいものができて切り替えたいのに、長期契約しているがために切り替えられないと。だけど、こっちのほうがすごくいいサービスだといったら、やっぱりこれ切り替えたいと言ったときに、単年度で例えば5年契約のものを切っちゃったら、それは相手方の問題じゃないから、当然ペ

ナルティが発生するんですよ。

そういうことが、だからできなくなりますよというリスクがあるということなんですよ。それに対して全然答えになってないんですよ。もう一度答えてください。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対して最後の答弁となりますので、ご了承ください。

○２番（宮坂陽一郎君） 最後じゃない、ちゃんと答えてくれよ。まともに答えてないから何回も同じ質問しているんですよ。だから、議長はまともに答えてない。

○議長（柴田 孝君） 待ってください、宮坂議員。３回ルールってしていますから、３回ルールで決まって。

○２番（宮坂陽一郎君） ３回ルールじゃないんですよ。まともに答えるように指導してくださいって言っているんですよ。聞いていることに答えてください。

○議長（柴田 孝君） だから、今正確に、明確に質問に対して答えて最後の答弁にしてくださいと言ってます。

○２番（宮坂陽一郎君） だから、明確に答えるように指導してくださいよ。

○議長（柴田 孝君） 答弁を願います。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

まともな答弁じゃないということでご指摘でございますが、繰り返しになりますけれども、「契約の相手方の準備期間を確保するために」ということが抜けたことがですね、何らかの瑕疵が発生する危険が出るということではないというふうにこちら考えておりまして、経常的かつ継続的な業務で毎年度当初からの役務の提供を受ける必要があるものということになっておりますので、特に問題ないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

○２番（宮坂陽一郎君） 一点しか答えてない。もう一点、二点あるじゃないですか。ちゃんと、３回してくださいよ。ちゃんと質問しているんだから。

〔発言する者あり〕

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） 今の聞こえた話のほうの答弁をさせていただきます。

契約の相手方の準備期間、これは何ぞやということだということです。例えばの例なんですけれ

ども、今、宿直業務だとかそういうのを行っておりますが、それらについても、新たな年度においての契約をするかどうかを早めにした上で、次年度の人員確保を行うとか、そういうことが役務の提供する側のほうにも必要だということから、こういう言葉が、文言がこの中にはうたわれていたというところだというふうに理解をしております。

それらを、多分自治体等の例を参考にということで、さっき冒頭申し上げましたが、「経常的かつ継続的な業務で、毎年度当初から役務の提供を受ける必要のあるもの」ということで、他では整えられているようでございますので、その辺を新たな形にしたということで、何ら特に問題はないというふうに私どもは考えているというところでございました。

あともう一つ、もっといいものがあって切り替えたいと。もっといいものがあってかどうかというのは、ちょっと分かりませんが。

〔発言する者あり〕

○総務課長（白井 浩君） はい。いずれにいたしても、そういう相手方にも瑕疵がないということであれば、5年間ないし何年間かの長期継続契約の範囲内においては、それは継続することになるのは、民法上の契約でも当たり前のことだと思います。

先ほど副町長の答弁にも似たようなことがありましたけれども、何らかの相手方の瑕疵があれば、それは甲乙で話し合いをした上で、そこを打ち切るということは可能だということでございますので、特に問題はないということで、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○2番（宮坂陽一郎君） 今聞いても無駄だからあれなんですけど、だからソフトウェアに関しては特にですよ。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 切り替えできないから問題だって言っているんですよ。全然答えてないですよ。もういいです。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員、指名されてから質疑してください。

○2番（宮坂陽一郎君） じゃあ。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） これに関してはちょっと私反対なんですけれども、先ほどから質問をしつこく伺ったんですが、納得がいかないのは、やっぱりソフトウェアの特に使用許諾契約、これは継続的に使用する契約、必要があるものということなんですけれども、これ入れちゃうと、これ陳腐化したときに、まだ契約期間が残っていても切り替えられない、もしくは切り替えるにあたってペナルティが発生するということが起きるので、安易にこういった内容を条例に入れること自体が問題だと思うんです。

もし入れるのであれば、ここにちゃんと条件をつけて、ただし、途中での解約に関しては、ペナルティが発生しないような契約にするとか、できるかどうかは分かんないですよ。単純にこれをやっちゃったら、陳腐化したときに切り替えられなくなっちゃうじゃないですか。だから、そういう意味では反対です。

○議長（柴田 孝君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、議案第2号 長柄ダム水質保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第2号 長柄ダム水質保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が交付され

たことに伴い、ふん便汚染を捉える指標として、排水基準の項目を改めるものであります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

2 番、宮坂陽一郎議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） これ大腸菌群数から大腸菌数に改めるということですが、これ既に2021年、令和3年10月7日に告示が出ていて、環境省からですね。それで翌年令和4年4月1日より大腸菌数に改正されていますけれども、これは、今回改正をして、7年、来年の4月1日から施行するとなっていますけど、じゃあ現状の測定は、いまだに大腸菌群数でやっているということですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 若菜課長、もう一度はっきり答弁をお願いします。

○建設環境課長（若菜聖史君） お見込みのとおりでございます。おっしゃるとおりです。はい。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） そうすると、じゃあ今でも大腸菌群数でやっているということは、これ環境省の担当課に伺ったところ、「4年の4月1日からは、これちゃんと報告としては大腸菌数じゃないと受け付けません」と言っているんですが、そうすると、長柄町からは、環境省のほうにこの検査測定値は出していなかったということですか。ちょっと意味が私よく分からないんですが、どういう経緯なんですか。

○議長（柴田 孝君） 質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

私どものほうで承知しているものですが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、令和6年1月25日に、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が発せられまして、これが、この大腸菌群数に係る改正というのが、令和7年4月1日から改正というふうに承知しております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） いや、質問に答えてもらえるように言ってくださいよ。違う違う、いいですか。もう一度質問しますよ。

○議長（柴田 孝君） 若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

町長が答弁いたしましたとおり、令和6年1月25日に、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が交付されたことに伴いまして、大腸菌群数による改正につきましては、令和7年4月1日からというふうに承知してございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほど質問したのは、今でも大腸菌群数で報告しているんですかという質問をしたんですけど、それに対して全然違う答えをするんですよ。そういう場合は、議長がちゃんと仕切ってもらって、ちゃんと質問に答えるようにと言ってもらわないと困りますよ。全然聞いていることと違うことを言っているんだから。

私が聞いたのは、今でも大腸菌群数として報告しちゃっているんですかというふうに質問したんですよ。それをちょっと答えてくださいよ。

○議長（柴田 孝君） 答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

1つ目のご質問も同様だったかというふうに承知しておりますけれども、そのようにしております。以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ちょっとじゃあ、先日環境省のその担当課のほうに伺ったんですが、それは今は、今って現状ですよ、大腸菌群数では受け付けていませんというふうな回答だったので、そこおかしいなということで、今質問したんですよ。

だけど、それでやっているということですから、それはスルーされているんだなと。

問題は、それをしていないからどうこうじゃなくて、これコストが倍以上になるというふうに伺っているんですよ、大腸菌数をカウントするのに。今でも、もし大腸菌群数で通っているんだったら、別にわざわざコストがかかる大腸菌数に変える必要はないんじゃないですかと。何でそれ環境省では4年の4月1日から、大腸菌群数は受け付けていませんよと言っているのに、出しているんだから、それで通るんだったら、安いやつでいいじゃないですか、というのが質問の趣旨です。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） まず申し上げさせていただきます。

大腸菌群数、端的に申し上げますと、今までは培養するのに非常に手間がかかったというふうに伺ってございます。簡易な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、上位法令が大腸菌数に変更されたということで、今回改正を行うものです。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄ダム水質保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である布施学校組合が、令和7年3月31日をもって解散することにより、組合を組織する地方公共団体が減少するため、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行いたく協議するものです。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日5日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

令和6年長柄町議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

令和6年12月5日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第 4号 令和6年度長柄町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議案第 5号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第 6号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第 7号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 認定第 1号 令和5年度決算認定について
- 日程第 8 請願第 1号 河川等の整備に関する請願について
- 日程第 9 議案第 9号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員(12名)

1番	金 坂 光 章 君	2番	宮 坂 陽一郎 君
3番	佐久間 繁 英 君	4番	神 崎 清 美 君
5番	高 橋 智恵子 君	6番	岡 部 弘 安 君
7番	鶴 岡 喜 豊 君	8番	池 沢 俊 雄 君
9番	本 吉 敏 子 君	10番	古 坂 勇 人 君
11番	三 枝 新 一 君	12番	柴 田 孝 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	月 岡 清 孝 君	副 町 長	若 菜 一 繁 君
総 務 課 長	白 井 浩 君	企画財政課長	小 泉 義 彦 君

税務住民課長	関 英 司 君	健康保険課長	内 藤 文 雄 君
福 祉 課 長	佐 藤 幹 宏 君	建設環境課長	若 菜 聖 史 君
産業振興課長	山 田 比呂貴 君	会 計 管 理 者	小 川 久美子 君
こ ども 園 長	川 嶋 静 雄 君	教 育 長	酒 井 昌 史 君
学校教育課長 兼 学 校 給 食 センター所長	西 周 信 幸 君	生涯学習課長 兼 公 民 館 長	石 井 和 子 君
選 挙 管 理 委員会書記長	白 井 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 比呂貴 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	関 利 治	議 会 書 記	野 口 知 希
議 会 書 記	那 須 悠 太		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに令和6年長柄町議会第4回定例会2日目の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柴田 孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第4号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第2、議案第4号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、日程第3、議案第5号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第4、議案第6号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第7号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議員の皆様、おはようございます。本日2日目ということで、よろしくお願

いたします。

議案第4号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第5号 令和6年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号 令和6年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,741万円を減額し、補正後の予算総額を41億4,862万5,000円とするものです。

主な内容として、本年度当初予算計上した庁舎の空調設備改修事業ですが、財源となる起債の要件であるエネルギー消費量の基準を満たしていないことが判明し、本年度は施工せず、減額補正を行うものです。

なお、本事業は、来年度当初予算にLED照明とエレベーターの更新を加えた再設計を行い、要件を満たした状態で施工したいと考えております。

また、旧昭栄中学校の跡地利用として、同じく本年度当初予算に計上した公園整備及び宅地分譲に係る設計業務についても県の河川改修計画が策定され次第、改めて計上するため、減額補正を行います。

このほか、障害者の介護給付費や带状疱疹ワクチン接種費用の償還払い等の実績見込みに応じた増額補正や、日吉団地鴫谷住宅のトイレ改修工事における国庫補助金の追加交付に伴う施工監理費及び工事請負費の増額補正などを行うものです。

続いて、国民健康保険特別会計ですが、一般被保険者高額療養費の実績見込みに基づく増額補正を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,006万1,000円を追加し、補正後の予算総額を9億6,991万円とするものです。

次に、介護保険特別会計ですが、保険給付費における施設介護サービス給付費及び居宅介護住宅改修費の実績見込みに基づく増額補正を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,050万円を追加し、補正後の予算総額を8億8,014万円とするものです。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、令和5年度の広域連合への負担金確定に伴う増額補正を行うものとして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万円を追加し、補正後の予算総額を1億2,258万円とするものです。

最後に、下水道事業会計ですが、光熱水費の増減、浄化槽の設置基数の増加に伴う現地調査費及び工事請負費などを計上するものとし、補正後の予算総額として、収益的収入1億8,592万9,000円、収益的支出1億5,278万8,000円、資本的収入2,411万4,000円、資本的支出6,105万5,000円とするも

のです。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

小泉企画財政課長。

○企画財政課長（小泉義彦君） 議案第4号 長柄町一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

初めに、歳出の内容からご説明いたします。

なお、人件費につきましては、4月の人事異動に伴う科目内の異動のみとし、総額の増額はありませので、説明は割愛させていただきます。

補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目議会費、02細目議員人件費31万円の増は、本年第1回定例会における議員報酬及び費用弁償等に係る条例改正に伴い、期末勤勉手当の増額分を計上するものです。

2款1項1目一般管理費、04細目一般管理費95万円の増は、郵便料金の改定及び利用料の増加に伴う増額補正を行うものです。

3目防災対策費、01細目防災対策費9万1,000円の増は、災害時の避難行動要支援者に対する支援検討協議会の立ち上げに伴う委員や学識経験者への報酬を計上するものです。

02細目防災行政無線事業5万5,000円の増は、中継局及び子局における電気料高騰に伴う光熱水費の増額補正です。

6目財産管理費、01細目財産管理事業3億2,342万円の減は、庁舎トイレの改修工事を行うとともに、本年度当初予算に計上した庁舎の空調機器更新事業の財源となる脱炭素化推進事業債の要件、エネルギー消費量の基準を満たしていないことが判明したことから、本年度は施工せずに減額補正を行うものです。

なお、新年度当初予算にLED照明とエレベーターの改修を加えて再設計を実施し、要件を満たした状態で施工したいと考えております。

02細目公用車管理事業26万円の増は、現場や出張の増加及び燃料高騰に伴う需用費を計上するものです。

7目企画費、01細目企画費1,650万円の減及び02細目定住対策事業700万円減は、旧昭栄中学校の跡地利用として公園整備及び宅地分譲の設計業務を本年度当初予算に計上しておりましたが、県の河川改修事業の詳細が示されないことから、本年度は実施せずに減額補正を行うものです。

18ページ、19ページをお開きください。

9 目諸費、01細目諸費87万2,000円の増は、六地蔵自治会及び金谷自治会から集会場の改修の申出があり、経費の50%分を増額補正するものです。

2 項 2 目賦課徴収費、01細目賦課徴収費90万2,000円の増は、県が更新した土砂災害特別警戒区域に基づき課税データの更新業務を行うものです。

3 項 1 目戸籍基本台帳費、02細目戸籍住民票に係る事務経費355万2,000円の増は、令和7年5月に法改正される戸籍への振り仮名表記に伴い、システム改修費及び確認用の通知書の送付のための郵送料を計上するものです。

また、マイナンバーカードに保険証及び自動車運転免許証のデータも登録することに備えマイナ・アシストを購入するものです。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、02細目社会福祉総務費27万1,000円の増は、墓地埋葬等に係る法律により、埋葬の必要があるものの見込みに基づく増額補正を行うものです。

20ページ、21ページをお開きください。

2 目老人福祉費、01細目老人福祉費102万6,000円の増は、老人保護措置費の実績見込みに応じた増額補正を行うものです。

3 目障害者福祉費、02細目介護給付・訓練等給付事業2,500万円の増は、介護給付費及び訓練給付費の報酬会計並びに利用者増加に伴う増額補正を行うものです。

6 目福祉センター費、01細目福祉センター費66万3,000円の増は、トイレ便座カバーや空調設備の修繕及び浄化槽原水ポンプやボイラー室配管の汚水補修工事を行うものです。

7 目介護保険費、01細目介護保険費756万2,000円の増は、介護保険特別会計への繰出金です。

2 項 1 目児童福祉総務費、01細目児童福祉総務費39万9,000円の増は、令和5年度における管外保育施設利用交付金が確定したことに伴う返還金です。

02細目放課後児童健全育成事業216万8,000円の増は、児童数の増加による支援員の追加及び県最低賃金に基づく時給の増加に伴う委託料を増額補正するものです。

05細目子育て支援金事業30万円の増は、令和5年度出産・子育て応援国庫補助金の確定に伴う返還金です。

2 目児童措置費、01細目児童手当支給事業624万円の増は、高校3年生までの対象者拡大や所得制限の撤廃などに伴う増額補正を行うものです。

02細目低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業16万5,000円の増は、令和5年度分の確定に伴う国への返還金です。

4目こども園費、02細目こども園費80万5,000円の増は、調理機器の修繕や園庭の樹木伐採、目隠し用パーティション購入、令和5年度の支援センター運営交付金の確定に伴う返還金を計上するものです。

22ページ、23ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、03細目こども医療費助成事業300万円の増は、溶連菌や手足口病といった感染病流行に伴う受診が増えたことによる扶助費の増です。

04細目養育医療給付事業11万3,000円の増は、未熟児等の医療に対する令和5年度国庫負担金の確定に伴う返還金です。

2目予防費、02細目がん検診事業3万4,000円の増は、令和5年度国庫補助金の確定に伴う返還金です。

03細目保健増進事業110万5,000円の増は、肝炎検査及びピロリ菌抗体検査の受診者が想定以上だったことに伴います委託料の増額補正を行うものです。

04細目予防接種事業204万8,000円の増は、本年度から開始した带状疱疹のワクチン接種助成について実績見込みに応じた増額補正を行うとともに、令和5年度の風疹ワクチン接種事業補助金の確定に伴う返還金です。

05細目母子保健事業15万3,000円の増は、令和5年度の産後ケアにおける国庫補助金確定に伴う返還金です。

06細目歯科保健事業2万5,000円の増は、本年度のこども園に続き、来年度から小学校においてもフッ化物洗口の実施に向け、歯科医師による保護者説明会を開催させるための報償費を計上するものです。

09細目健康ポイント事業8万5,000円の増は、活動量計の不足に伴い、20台の購入を行うものです。

10細目新型コロナウイルス感染症予防接種事業578万円の増は、過年度分の国庫補助金確定に伴う返還金です。

3目環境衛生費、01細目環境整備事業19万円の増は、下味庄自治会から不燃物収集ステーションを3か所更新したいとの申出により、経費の3分の2を補助するものです。

24ページ、25ページをお開きください。

5款1項3目農業振興費、01細目農業振興費43万1,000円の減は、本年度は飼料用米から食用米に以降したことが多かったことに伴う補助金の減額補正を行うものです。

4目農業基盤整備費、02細目農地排水路等維持整備事業210万円の増は、地元要望などに基づく

農道等の維持補修工事を行うものです。

04細目多面的機能支払交付金事業97万2,000円の増は、令和5年度で活動を終了した2組織の国庫補助金の返還金です。

05細目鳥獣被害防止対策事業400万5,000円の増は、有害獣の捕獲見込み等に基づく増額補正を行うものです。

7款1項1目土木総務費、02細目土木総務費11万6,000円の増は、町営日吉団地鵠谷住宅トイレ改修事業の国庫補助金追加交付に伴い、設計を行うための県営繕単価のデータ使用料を計上するものです。

04細目道路台帳加除更新事業21万2,000円の減は、令和5年度のデータ更新完了に伴う執行差金の減です。

2項1目道路維持費、01細目道路・排水路維持事業370万6,000円の増は、地元要望や道路パトロールに基づく小樹木伐採や側溝清掃、2月の道路愛護用の資材購入費などを増額補正するものです。

26ページ、27ページをお開きください。

4項1目住宅管理費、02細目住宅管理費1,300万円の増は、町営日吉団地鵠谷住宅トイレ改修工事の国庫補助金追加交付に伴い、施工管理費及び工事請負費を計上するものです。

9款2項1目学校管理費、04細目小学校学校施設等改修事業50万円の増は、日吉小学校体育館倉庫の引き戸改修工事を行うものです。

5項3目給食施設費、02細目学校給食センター事業163万円の増は、本年4月からの単価改定及び夏場の食中毒対策として加熱したメニューを増やしたことによる燃料費の増です。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入を説明いたします。

ページ戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

12款1項1目地方交付税1億8,143万3,000円の増は、本年度から子ども・子育て費が追加されたことや、包括算定経費の見直し、当初予算の過少計上などに伴う増額補正を行うものです。

16款1項1目民生費国庫負担金1,556万6,000円の増は、児童手当の対象者拡大に伴う負担金及び障害者への給付の50%を増額するものです。

2目衛生費国庫負担金4万9,000円の増は、令和5年度実施分の新型コロナワクチン接種事業の未交付分を計上するものです。

2項1目民生費国庫補助金157万円の増は、管外保育に伴う交付金及び、こども園におけるパー

ティション購入に関わる50%が補助されるものです。

4目衛生費国庫補助金32万7,000円の増は、令和5年度実施分の新型コロナワクチン接種事業の未交付分を計上するものです。

5目土木費国庫補助金517万5,000円の増は、町営日吉団地鶉谷住宅トイレ改修事業に係る国庫補助金の追加交付分を計上するものです。

12ページ、13ページをお開きください。

6目総務費国庫補助金300万2,000円の増は、戸籍の振り仮名表記に伴うシステム改修費及び通知書郵送料の100%を計上するものです。

17款1項2目民生費県負担金785万6,000円の増は、児童手当及び障害者給付費の25%を充当するものです。

2項2目民生費県補助金68万5,000円の増は、学童保育及び管外保育における実績見込みに応じて計上するものです。

3目衛生費県補助金217万7,000円の増は、子供の医療機関への受診増加に伴う県補助金を増額するものです。

4目農林水産業県補助金67万8,000円の増は、有害獣の捕獲見込みや、飼料用米の作付面積の減少などに応じて計上するものです。

20款1項1目財政調整基金繰入金1億4,200万円の減は、歳入過多に伴う繰入金の減です。

2目公共施設等整備基金繰入金5,350万円の減は、庁舎空調機器更新事業、公園整備事業、宅地分譲事業の先送りに伴う繰入金の減です。

14ページ、15ページをお開きください。

21款1項1目繰越金857万6,000円の増は、財源不足を補うものです。

22款3項2目雑入329万6,000円の増は、令和5年度に多面的機能支払交付金事業を終了した団体の補助金返還及び利用者の増加に伴う学童クラブ利用料の増額補正を行うものです。

23款1項1目総務債2億9,230万円の減は、庁舎空調機器更新事業の取りやめに伴う減額補正を行うものです。

最後に、地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをお開きください。

脱炭素化推進事業債を2億9,950万円から2億9,230万円を減額し、720万円を限度額とします。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ありません。

以上、一般会計の補足説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

初めに、議案第4号から議案第8号に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、池沢俊雄議員。

○8番（池沢俊雄君） 2点ばかり伺います。

まず、17ページの、庁舎の空調機器の更新工事が今回取りやめになったということでございますけれども、この取りやめになったことで、何か経費が無駄になるものが発生をするのかどうかというのがまず1点。

それと、脱炭素化何々と、エネルギーのこれは消費のことだと思うんですけども、6年度は該当しなかったということで今回ですけども、7年度で完全に該当になるかどうかの見込みをまずお知らせいただきたいと思います。まず、それひとつお願いします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

1点目の経費の無駄になるものはないかということのご質問ですが、昨年実施いたしました実施設計業務につきましても有効でございますので、そのような点から無駄になるものはないというふうに捉えてございます。

ただ、この物価高騰等がございますので、新年度におきましては、物価スライド分の積算の見直し、それらは必要となるかと考えております。

もう1点の7年度の起債の対象の関係ですが、そちらにつきましては裏取りをしておりますので、問題ないということになってございます。

あと、これ時限政策といいますか、そのような形になっておりますけれども、そちらについても、今後、国の動向等を見極めながらとなりますが、明許繰越についてもできるというような見解もございまして、その辺もきちんと精査をしていく中で、起債を受けられなくなるようなことがないように、きちんと実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございます。無駄になるようなものがない。物価高騰は、これはしょうがないですけどもね。あとほかには無駄になるようなものがないということでございますので、ほっとしているところです。

あと、今年また予算を流して、また来年流すなんていうことが実際ないように、ひとつ頑張って

起債のほうの対象をよろしくお願ひしたいと思います。その質問はそれで結構でございます。

あと、19ページの賦課徴収費の関係なんですけども、委託料で90万2,000円ほど今回補正を組んでおりますけども、先ほどの説明ですと、県が指定した土砂災害特別警戒区域による各地の抽出ということでございますけども、この地域がどの地域になるのかというのがまず1点。

それと、2点目として、この各地の抽出が来年度の固定資産税に与える影響があるのかどうか、その2点をお聞きいたします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の地域でございますが、今回指定になる箇所は長柄山地区で、おおよそ世帯数としては20世帯ほどがレッドゾーンの区域に該当するものでございます。

来年度の課税に影響するものなのかどうかということになりますけども、これは令和6年の6月17日付で県が告示して、しているものでありますから、評価基準に基づき1月1日現在ということになりますから、来年度の課税に画地補正、要するに減額補正という形で影響するという形になります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） 地域は長柄山ということでございますけども、もう1点、今後こういう場所が出てくる可能性があるのかどうか。

長柄町の場合は山をしょっている地域がほとんどでございますので、県がこういうものをどんどん指定していくと、逆に、先ほど固定資産税が減っていくんじゃないかという、私、懸念しているんですけども、どの程度固定資産税が減る、そんなに大きな金額じゃないと思いますけども、どの程度発生するのか。

それと、この減額した分というのは県から何か、その分補填をされるのかどうか、その辺お聞きいたしたいと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

土砂災害警戒区域の減額補正に当たり、固定資産税への影響がどのくらいあるのかという形ですと、人の土地それぞれの評価額によりますので、全体的な額と、その辺はまだ算出していませんの

で分かりませんが、土地の評価額が100万円とした場合に、おおよそ20%の補正率を掛けます、土砂災害警戒区域、レッドゾーンにつきましては。おおよそ税額で2,000円程度という形になりますのでご了承ください。

あと、県の補填があるかというお話でございますが、これについては県の補填がございません。
以上です。

○議長（柴田 孝君） 8番、池沢議員。

○8番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

最後にちょっと、土砂災害等特別警戒区域を指定する際に、県のほうから町に対しての何らかの意見照会があったのかどうかをお聞きいたします。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

関税務住民課長。

○税務住民課長（関 英司君） 池沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

この意見照会があったのかというお話でございますけれども、原則町では、県が主体となりますが、町がサポートして、今回、警戒区域の指定になる対象者につきましては、県が実施主体ですが、町が協力の下、説明会を行っております。

その後、県のほうがそれを精査して取りまとめた上で、町に意見照会が来ると。その中で、住民の方々もこの指定には反対だとか、いろいろとご意見があると思います。その中の意見を踏まえまして、町のほうからその指定について通知、回答を出すという形で事務の流れとなっています。

以上でございます。

○8番（池沢俊雄君） 以上でいいです。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

6番、岡部弘安議員。

○6番（岡部弘安君） 25ページにございます多面的機能支払交付金事業に対し、2組織が取りやめたとなっておりますが、これは荒廃地解消、あるいは有害鳥獣の被害防止にも役立つと思っていたんですが、どうしてこの2組織が取りやめになったのか、その理由、お分かりになればお聞きしたいんですが。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田比呂貴君） お答えいたします。

まず、2組織ということで、篠綱稲塚地区活動組織につきましては、令和5年をもって活動終了

となってございます。こちらにつきましては、作業する方々、大分高齢の方がいられるということで、なかなか作業が難しいということで活動を終了するとなってございます。

もう一つですけども、月川農地保全会のほうにつきましては、令和6年から中山間地域への移行を行っていますので、そちらでの活動を行うという形でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 6番、岡部議員。

○6番（岡部弘安君） ありがとうございます。やはりいろんなところで組織つくって、また取り組んでいただきたいと思います。またご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

9番、本吉敏子議員。

○9番（本吉敏子君） すみません、23ページの母子保健事業で産後ケア事業ということでありましたけれども、どのぐらいの方が利用されるというか、考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（柴田 孝君） 質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和5年度は、産後ケア事業については1名でした。令和6年度では既に1名利用しているため、その後もう1名ないしは2名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 25ページの委託料です。支障樹木伐採業務と、それから、側溝清掃等業務の委託料というのがそれぞれ上がっていますが、これは町全体の、実際にこの支障樹木の伐採の全体の中の何割がこれは含まれているんですか。あるいは、何か計画みたいなのがあって、例えば、この中で一部、今年はここまでやりますと、来年はこうなりますというような何か計画があるのか。

次の側溝清掃等に関しても同様に、どのぐらいの全体的なその区域があって、そのどの割合なのか。

それプラス、側溝清掃というのが、これは多分道路脇の側溝の話だと思うんですが、昨日の質問

でもさせていただいたんですが、川のいろいろな堆積物とか、そういったものもこれはやっぱり除去していかないと、いすみ市が実際に実績を上げているように、水害の対策にならないわけですが、こういったものも、やはりここに入れるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えをいたします。

まず、支障樹木・側溝清掃に要する費用でございますけれども、こちらにつきましては、計画性を持って数量を決めてやっているものではございません。今回の補正につきましては、要望箇所が増えたことにより、現計予算が不足することから要求させていただいておるものでございます。

また、河川の堆積土砂の撤去につきましては、別途予算計上する必要があるというようなご指摘でございましたので、その辺については今後検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） 支障木、それから側溝清掃、これ依頼があった分というような今、回答と受け取ったんですが、本来、こういったものは依頼じゃなくて、町のほうで担当課がここはやっぱり支障木が抜採必要だとか、あるいは側溝の清掃が必要だというふうに判断して行うべきものじゃないかと思うんですけれども。

というのは、これは本来必要な場所でも例えば住民の方からの要望がなければしないというのは、これはちょっと何か町としておかしいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の考え方、町長のほうはいかがですかね。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

当初予算では、本町の当課が調査したり、それこそ、区によって支障の出た樹木、それから側溝については行ってございます。今回の補正につきましては、地域からのご要望がございましたので、その分の不足する分についてを要求させていただいているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。

ということは、基本的には、町のほうで支障樹木と、それから清掃を要する側溝に関しては、担当課で全部調査して、それに対して全てやったんだけど、漏れがあって、これだけのものが要望が来て、それを対応するために補正を組んだと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

樹木につきましては、こういう地域でございますので、至るところに恐らくそういう場所がございます。ただ、危険を伴う場所につきましては、当課において実施しているというふうにご理解いただければと思います。また、必要によりまして、所有者、地権者の方にその伐採をお願いしているところでございます。

側溝につきましては、これも今のご答弁と重なる部分がございますけれども、こういう地域でございますので、急な坂道、そういったところに設置された側溝につきましては、下流部において常時たまるような場所もございます。そういったところを定期的に確認し、清掃をさせていただいていると、そのようにご理解いただければと思います。

そのほかの部分につきましては、地域の皆様にご理解とご協力をもって対応させていただいているというふうに考えております。

以上です。

○2番（宮坂陽一郎君） 伺った分とちょっと違うんですけど、再度、これが最後で。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 先ほど伺ったのは、だから、町のほうで一応調べ尽くしてやったんだけど、漏れているという話じゃなくて。

そうすると、そもそも最初から全体を把握するような調査をやっているんじゃないくて、この辺がたまるだろうという想定のところだけやって、あとは住民に任せますよと、問題があるところはどんどん言ってきてくださいと、そういう一応方針でやっていると、そういう理解でよろしいですか。一応そういうふうに関心は聞かれましたが。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

若菜建設環境課長。

○建設環境課長（若菜聖史君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

11番、三枝新一議員。

○11番（三枝新一君） 11番、三枝です。私から1問質問をさせていただきます。

ページ数が19ページの社会福祉総務費のところの委託料、火葬業務ということで27万1,000円計上されているんですが、内容を教えていただけませんか、どのようなものなのか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） それでは、三枝議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、9月議会でも補正をお願いしたところで、補正した内容とほぼ同内容でございますが、墓地埋葬法により、これは身寄りがない方が長柄町内で亡くなった場合に、墓地埋葬法第9条により市町村長が埋葬を行うというふうになっておりますので、その埋葬費用となるものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 11番、三枝議員。

○11番（三枝新一君） ということは、現時点でお金は火葬費として使って、当然、お骨を引き取る方がいらっしゃらないということになると思うんですけども、そちらの今後の骨の行き先はどうなっていますか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、遺骨の話でございますけれども、遺骨は、まず、市町村長が火葬した後、私たちのほう、長柄町の場合であれば一旦葬儀業者のほうに一定期間預かっていただいて、その後、私たちのほうも費用の問題とかもありますので、引取者を探すのですが、それが見つからない場合は、いわゆる無縁仏というか、共同墓地に埋葬するというような流れでございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 11番、三枝議員。

○11番（三枝新一君） 分かりました。

私、なぜこれをご質問したかといいますと、今後、独居関係が結構増えてくると思うんですよね。当然こういう事例も減ることは考えられないですよね。多くなることは考えられないんですけどね、これ出てくるので、その辺のお金のこともやっぱり将来的に考えていかなきゃいけないと思うんですけども、その意味でちょっとお聞きしたんですけども。

最後です。ちなみに、今年12月までで、こういう事例が何件ぐらいありましたか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま福祉課で持っている案件といたしましては4件でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） 11番、三枝議員。

○11番（三枝新一君） ありがとうございます。相当多いですね。すみません、ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありますか。

9番、本吉敏子議員。

○9番（本吉敏子君） すみません、もう1点お願いいたします。

11ページなんですけど、国庫補助金の中に性被害の防止対策に関わる整備等の支援補助金ということとあります。この辺の、どういうふうなことなのかということで、ちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

この補助金につきましては、こども園内で子供が着替えするときなどに、他からのぞかれないようにするパーティションの整備でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案ごとに討論と採決を行います。

初めに、議案第4号 令和6年度長柄町一般会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第４号 令和６年度長柄町一般会計補正予算（第５号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号 令和６年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第５号 令和６年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号 令和６年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第６号 令和６年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第２号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号 令和６年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 令和6年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 令和6年度長柄町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分からとします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第7、認定第1号 令和5年度決算認定についてを議題といたします。

さきの会議において、各常任委員会に付託されました令和5年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会、池沢俊雄委員長。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） 8番、池沢でございます。

令和5年度決算審査、総務事業常任委員会委員長報告をさせていただきます。

総務事業常任委員会に付託されました令和5年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告をいたします。

本委員会は9月定例会において、決算認定について付託されました。

審査は、去る10月11日に委員会を開催し、執行部から月岡町長をはじめ担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については、監査委員の決算審査意見書のとおり、正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの事項については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、企画財政課の審査では、「ふるさと納税の返礼品は何種類か」との質問に対し、「農産物が29種類。ジャパンフーズにお願いしている加工品、ジュースなどは67種類。体験型が41種類。Pay Pay商品券が10種類。その他4種類の合計151種類である」との答弁がありました。

次に、「路線バス運行補助金の茂原市との案文の決め方はどうなっているか」との質問に対し、「距離数で案文すると、長柄町の区間のほうが長くなってしまい負担が増えてしまうため、利用者数割に決定した」との答弁がありました。

最後に、「地域特産品の商品化について、こういった嗜好品を作ったか」との質問に対し、「道の駅でアンケート調査を実施し、食べられるものが多いという結果を受け、町の特産品を使ったおむすびが提案された」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「戸別受信機の修理は、どのような内容なのか」との質問に対し、「故障した戸別受信機を住民の方からお預かりし、総務課から点検業者に連絡をする。修理内容としては、電池、端子の腐食等があるため、交換できる部品については交換をさせていただく形となっている。また、直せない場合については、在庫品を新たに貸与することで対応している」との答

弁がありました。

次に、「防犯灯が切れているのは点検で見つけているのか。または要望で来ているのか。施工期間はどれぐらいかかるのか」との質問に対し、「施工期間については、申請をいただいてから、一月程度を目安とさせていただいている。また、故障の把握等については、各自治会長や住民の方からの報告、防犯パトロールを夜間行っているので、そちらの中で切れているものを見つけた場合は、町で対応している」との答弁がありました。

最後に、土砂撤去補助金について、「台風等の指定災害のときに土砂崩れが発生した方に撤去の補助金が出るのか、それとも大雨が降って裏山が崩れたという方にも補助金の対象になるのか」との質問に対し、「要綱上で、指定された災害により引き起こされたもののみということになっている」との答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、「営農組合も耕作放棄地解消対策に取り組む予定ではなかったか」との質問に対し、「営農組合は、今まで耕作していた田んぼが耕作放棄地になるのを防ぐという形で、耕作者や、地権者ができない代わりに、その農地を営農組合が耕作する」との答弁がありました。

次に、町の創業支援補助金について、「起業すればその対象になるということか伺う」との質問に対し、「創業を行うもの、または創業時の申請時に創業日から1年を経過しない者が対象となっている」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「橋梁長寿命化修繕事業の内容を伺う」との質問に対し、「前年度までに長柄町内に橋梁が59橋あり、そちらの点検が終了した。点検結果は、順番で修繕するべきところ、長期保全を目指すのか、それとも維持管理的に補助していくのかというところの内容を更新業務で計画を立てている」との答弁がありました。

次に、「技術職員が少ない中で、工事の発注が遅れ、繰越しとなってしまうといった事象があると思うが、早期発注など発注計画の考えを伺う」との質問に対し、「年度当初には、全ての工事が年度内に完了するように計画を立てている。占用工事や不測の災害などの要因もあるが、いずれにせよ引き続き課題として、早期発注に努めていく」との答弁がありました。

終わりになりますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と、審査の結果を令和7年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は、審査、質疑等の結果を付し、付託されました令和5年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会、鶴岡喜豊委員長。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） 令和5年度決算審査、住民教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

9月の第3回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、令和5年度長柄町一般会計決算、令和5年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和5年度長柄町介護保険特別会計決算、令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算についてです。

これらの審査のために、去る10月10日に委員会を開催しました。

執行部から月岡町長をはじめ、担当職員の出席を求め慎重な審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず審査の結果であります、各会計において原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の過程でなされた質疑のうち、主なものを要約して申し上げます。

生涯学習課の審査では、「青少年相談員事業について、児童の参加率が低く、ほかに青少年の健全育成を推進する事業を考えたほうがよいのではないか」との質問に対し、「青少年相談員の事業であるため、参加者が増えるような事業を青少年相談員と検討していく」との答弁がありました。

「ながら号運行管理事業費について、事業費にガソリン代は含まれるのか」との質問に対し、「ガソリン代は総務課の燃料費予算としている」との答弁がありました。

学校教育課の審査では、「ALT派遣業務の効果がどのように現れているのか」との質問に対し、「ALTは、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を主な目的とし、さらに県の目標値である中学卒業時の英語能力、英検3級相当60%達成に向け、各学校で活用しております」との答弁がありました。

「小学校のプール監視員派遣事業について、令和5年度は気温が高く、利用できなくなったことが、今後のあり方についてどのように考えているのか」との質問に対し、「町の校長会において検討しており、今後は外部委託という案も出ている」との答弁がありました。

税務住民課の審査では、「コンビニ交付業務委託に係るマイナンバーカードを利用した印鑑証明、住民票及び所得証明の申請状況について」の質問に対し、「印鑑証明が226件、住民票については298件、所得証明については23件あり、合計で547件になる」との答弁がありました。

「システム改修委託料の具体的な内容について」の質問に対し、「戸籍事務内の連携対応、シス

テム構築設計、クラウドの環境構築、ネットワーク変更作業、戸籍システムの端末のほか、戸籍法の法改正に伴う機能追加をさせる業務になる」との答弁がありました。

健康保険課の審査では、「がん検診の受診率が上がらない理由と対策について、どのように考えているのか」との質問に対し、「国民健康保険、社会保険等を含めた全ての住民が受診でき、その中に職場での検診、人間ドッグ等を受診している方もいるため、このような率となっている。受診率の向上の対策について、対象者に対して、検診通知を全戸に送付し勧奨に努めている」との答弁がありました。

「第1号被保険者過年度分保険料における不能欠損額の増額について、どのように考えているのか」との質問に対し、「ご本人、ご家庭の状況を確認しながら相談に努め、分納等を行うことで欠損額を減らす努力をしていく」との答弁がありました。

福祉課の審査では、「福祉センターの畳替えの枚数と費用について、どのようにになっているのか」との質問に対し、「枚数については135枚、費用については129万8,000円で、畳替えの費用に加え諸経費を加算した額となる」との答弁がありました。

「放課後児童健全育成業務に係る、学童支援員の賃金、募集について」の質問に対し、「昨年1,050円値上げし、事業経費の85%が人件費となっている。成り手不足が問題であり、賃金も含めてよい方法を前向きに検討していきたい」との答弁がありました。

最後に総括質疑では、「ながら温泉の営業を再開したが、安全に利用するために、衛生対策や、今後どのような形で営業に臨むのか」との質問に対し、「安全対策について、年2回の千葉県薬剤師検査協会の検査に加え、年4回の迅速検査キットによる検査を実施する。また、2日に1回実施していた換水を毎日実施する。毎月3回程度、休館日には高濃度塩素消毒に加え、高圧洗浄機による洗浄を実施し、営業をしていく」との答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第9号、令和5年度長柄町一般会計決算、令和5年度長柄町国民健康保険特別会計決算、令和5年度長柄町介護保険特別会計決算、令和5年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長の報告とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） ご苦労様でした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑す

ることはできませんので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第1号 令和5年度の長柄町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、令和5年度の長柄町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第8、請願第1号 河川等の整備に関する請願についてを議題といたします。

ここで、さきの会議において総務事業常任委員会に付託されました河川等の整備に関する請願の調査経過及び審査結果について、総務事業常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務事業常任委員会、池沢俊雄委員長。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） それでは、請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託された請願について、令和6年10月31日に現場調査及び調査説明を受け、質疑応答の上で慎重に請願内容の審査を行った結果、下記のとおり決定したので、長柄町議会会議規則第94条の規定により報告します。

記。

1、件名。請願第1号 河川等の整備に関する請願。

2、審査結果。不採択とすべきものと決定。

3、附帯意見。本請願の採択・不採択に関わらず、執行部においては本委員会での意見を十分に考慮し、引き続き調査を行い、町民や関係者が不安を感じないよう丁寧な説明を行い、河川等の整備については可能な範囲で対応することを強く求めるものでございます。

4、審査状況。審査日時、令和6年10月31日、午後1時半から3時50分。出席者は、委員長の私、池沢俊雄、副委員長、佐久間繁英、委員、古坂勇人、委員、柴田孝、委員、岡部弘安、委員、神崎清美。

以上でございます。

状況等でございますけれども、趣旨説明等を受け、現地調査を実施し、町の執行部から調査内容の説明後、質疑応答がございまして、討論、採決の結果、審査結果のとおりとなりました。

不採択であります、本委員全員同意の上、意見を付すことで決定したものでございます。

以上で請願審査の報告とさせていただきます。

○議長（柴田 孝君） ご苦労さまでした。

以上で総務事業常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） まず、ちょっと基本的なところで、長柄町ではホームページに掲載されているように、町民の要望に関しては、この請願という形以外はないのです。

住民の方からすれば、住民の、唯一要望を正式に受け付けるルートというのは、この請願書によるものというふうに、ホームページにも出ております。

ですから町民の方は、これを見て、切実な要望に関しては、こういう請願の形を取るということで、今回請願になったわけですが、残念ながら、町のほうに行く前に、議員のほうで、これはストップがかかったという状況です。

それで、ちょっと今の報告に関して、ちょっと質問なのですが、まず、この調査を行ったということですが、これ、請願者の代表2名の方に伺ったのですが、その話を聞きに来られた方は、どなたもいらっしゃらないということなんです、具体的に、これ請願の方に話を伺わないと、一体どこがどういう状況なのかというのは分かるはずがないというのが請願者の方の考えなんです、これ、どういう形で調査を行われたのか、なぜ、請願代表の方に話を伺わなかったのか、これ、ちょっと教えていただけますか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

8 番、池沢議員。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） ただいまの宮坂議員のご質問にお答えをいたします。

まず、請願者の方に、なぜ連絡をしなかったかということでございますけれども、町の委員会を開催するに当たりまして、町のホームページに載せて、この総務常任委員会の会議がある旨の周知を図ったところでございます。

それと、こういうものについては、その都度その都度、請願者に対してご報告する義務はありませんけれども、やはり、だけでも、そういう会議が開かれるということを周知しなくちゃいけないということで、ホームページでお諮りを、周知をしたところでございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） すいません。ちょっと質問の意図が伝わっていないのですけれども、私が伺ったのは、この調査を行ったときに、この審査会議ではなくて、調査段階で、当然、これ関係者にお話を伺わないと、一体どこがどういう状況で問題なのかというのが分かるはずがないというふうに考えるんです。これは、請願者の方がそういうふうにおっしゃっています。

なぜ私たちに、何の話というか、状況確認もしないで調査が終えられたのか、これ、一体どういうことなのでしょうという、そういう質問です。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

8 番、池沢議員。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） 本委員会として調査をさせていただきましたけれども、その内容説明に関しましては、町の河川を管理している建設環境課から説明と、もう一つ、農業用水として利用されておりますので、町の産業振興課のほうから説明を受けまして、この調査、審査をしたわけでございます。

町の執行部のほうにお願いをしたわけでございますけれども、議会としてみれば、町の執行部が把握している、内容をちゃんと把握しているということで、資料まで頂いて調査をさせていただきましたので、問題はないというふうに考えております。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） そうすると、実際に調査を行ったというのは、執行部のほうで行った、担当課が行ったというふうに、今、理解したんですが、そうすると、その担当課のほうでは、なぜこれに関して、その請願代表の方に話を伺う形で調査がされなかったのか、これに関して、ちょっと

お答えいただきたいのですが。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

8番、池沢議員。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） 何でかと言われましても、私のほうと、委員会としてみれば執行部のほうで、ちゃんと状況把握をしておるということで、執行部のほうから説明をいただいたところでございます。

あと、もう一点申し上げますと、なぜ、この請願が不採択になったかということがございます。

皆さん、議員の皆さんもご承知だとは思いますが、議員必携を、皆さん、お持ちになっていきますよね。議員必携の54ページに、意見書の提出権というものがうたわれております。

ちょっとこの辺、一部分を読みますと、意見書の提出権ということで、町村の公益に関する事件について、町村の議決機関としての議会の意思を決定して、国、県等に表明する権限であるって。だから上位機関に意見を、意見書を提出するための提出権が、ここに書かれておりますけれども、じゃあこれを自分の町の首長宛てに出してもいいのかということが、まず一点、議論にはなるところでございます。

この提出権の中にも書いてございますけれども、この市町村の執行機関は意見書提出の対象ではないので、議会は団体の意思決定機関として、議決を通じてその団体の意思を決定する権限を有するが、唯一、法律に根拠を置いて、対外的にその意思を表明して、公共の利益の増進を図る権限が、この意見書の提出権である。

したがって、今申し上げましたとおり、自分の町の議会から自分の町の執行機関に対して意見書は適当でない。町民の方が、もしそういうことであれば、執行機関に対する要望で、要望書を持ったり得るということで判断をしておりますので、今回は不採択ということが、決定したものが大きな要素でございます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員に申し上げます。

同一議題について3回を超えることができませんので、ご了承ください。

○2番（宮坂陽一郎君） 今のに関して答えを教えてください。最後に質問したいんですけど。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 3回ルールを守ってください。

○2番（宮坂陽一郎君） 3回ルールじゃ、今のは、だって、何も結論が出ないじゃないですか。だったらいいです。議事録に載らなくても。

今の話は、いいですか、町のホームページ……。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員に申し上げます。

ちょっと、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時51分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ごめんなさい。今の件に関しては、もう終わりで結構です。すいません。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この請願第1号に対する委員長報告は不採択です。請願第1号 河川等の整備に関する請願についてを採択することに賛成の方は挙手願います。

○議会事務局長（関 利治君） 採択することに賛成の方は、委員長報告は不採択ですが、本会議では採択することに賛成の方の挙手を求めるということです、その辺は……。

○議長（柴田 孝君） 委員長報告のとおりであれば挙手しない。分かりました。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） では、挙手少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第9、議案第9号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第9号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、長柄町避難行動要支援者検討協議会要項の制定に伴い、町長の附属機関に同協議会を追加するものです。また、公民館建設事業の完了に伴い、長柄町公民館建設推進委員会設置要項を廃止したことから、教育委員会関係の附属機関から同委員会を削除するものとなります。よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、宮坂陽一郎議員。

○2番（宮坂陽一郎君） この要支援者の避難に関してということなんですけれども、これはもともと、私も今年度から質問させていただいているんですが、本来は民生委員が災害発災時の放送があった時点で、この要援護者の避難支援に当たるということを、繰り返し広報で町民にお知らせというか、周知していたわけです。

それに対して、私のほうでは、じゃあ民生委員はちゃんとやっていますかという質問なり、あるいは要援護者が、例えばその避難に際して、例えば要介護状態にあったりする場合は、これ、介護の資格が必要なので、民生委員の方にもどんどん取っていただくように町のほうで指導してくださいというふうに、健康福祉課のほうに何回か質問させていただいたんですが、その都度、強制はなかなか難しいけれども進めますというような内容だったと思うんです。

なぜこれ、なかなか難しいかというと、そのときの説明は、町の説明です。民生委員は成り手がないから、余り強いお願いしちゃうといなくなっちゃうので困ると、そういう趣旨のお話だったんです。

だから強くは要請できないけれども、これ、決まり事ですよね。これ、町が決めたわけでもないでしょう。この広報に何回も載せているこの内容というのは、であれば、これはもう少し強く民生委員に、まず働きかけて、きちっとその義務を果たすように持っていくのが本来の形じゃない

かと思うんですが、それを何か突然違う話に切り替えて別の組織を作るというのは、これは、じゃあ今までのやつ、総括も何もせずに、何かごまかしのようになんかこういう形に持っていくというのは、ちょっといかがなものかと思うんですが。町長、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤幹宏君） 宮坂議員のご質問にお答えいたします。

宮坂議員のおっしゃってきたことは、私どもも十分承知しております。

まず、民生委員がやるっていうことを前提におっしゃっておりますけれども、まず、今回の民生委員、民生委員と言っている部分ですが、令和3年5月の災害基本法改正で、要は要援護者避難者名簿です。要は先ほど言ったとおり、介護を受けている方などが自分で避難できないときに、そういう人々の名簿を提供する先に、まず民生委員が追加されたというのが一つでございます。ですので、民生委員に、そもそもやれとは言っていないんです。

それと、もう一つでございますけれども、民生委員が繰り返し説明しているところでございますが、制度ボランティアということでございますので、民生委員というのは、あくまでも自分の理想としては、先ほど全町民とかエリアを全て管轄するというのが筋でございますけれども、民生委員は先ほど言った制度ボランティアの側面がありますので、できる範囲でやると。

そのために民生委員一人いれば、なかなか進まないのを、自治会とか近隣の方をネットワークとして、いろんな情報の収集に努めると。

そもそも民生委員というのは、住民の相談に応じるというのが一部業務でございますので、その寄せられた状況の範囲内で業務を遂行するというのが、まず筋でございます。

そういったこともありますので、今回、民生委員のことをまず置いて、長柄町では要援護者になり得る方というのは、やはりかなり多いものでございますから、その中で優先順位を決めて、計画を少しずつつくっていくと。

ただその中で、どういった基準に基づいてやっていくかというところを、今回、協議会で協議したいというところがございまして、こういった条例のほうに委員会の設置をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○2番（宮坂陽一郎君） 答えていないですね。もう一度。これ、答えていないです。ちゃんと理解して……。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員に申します。議長の許可を得てから発言してください。

○2番（宮坂陽一郎君） いや、そうすると1回目カウントされるじゃないですか。答えていない。

○議長（柴田 孝君） 発言は議長の許しを得てからにしてください。

○2番（宮坂陽一郎君） じゃあ、カウントしないでください。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 私が質問していることに答えていないんです。私が最初に言ったのは、これ、長年、町が町民に対して発災の放送があった時点で、要援護者に対しては民生委員が避難の支援をするというような情報を流し続けていたわけです。

それに対して、実際にはそれが実行が伴っていなかったから、それに対しての総括もしないのに、何か別の形のものをまたつくってごまかすようなことがあっては問題じゃないですかというのが先ほどの質問です。それに対して答えていないです。だから何回も出しているんです、町が。

○議長（柴田 孝君） 宮坂議員に申し上げますけれども、本件については条例の一部を改正する案件でございます。制度の内容まで、その実行性を、制度の基準をつくるものという一つの条例の制定でございます。この条例の制定についてどういう、必要なか必要でないかというところの考え方だと思うんです。制度の最後まで支援者は民生委員がというところじゃなくて、この制度を条例化していくということでございます。基準をつくるということなので、条例の改正の制定という部分についての質問に限りお受けします。

○2番（宮坂陽一郎君） 今の、ちょっと議長に対して、これまた話をするというのは、これはちょっとカウントを別にさせていただきたいんですけど、私の質問の意味を理解されていないんです、議長も。

だから、この条例をつくって、新しい組織をまたつくって避難支援をすると、要支援者に対してです。だけど、それは既にあるんですよということを、先ほどから何回も言っているんです。

それは民生委員がやるということになっていて、それを広報で、何年も町民にそれを広報していたわけです。その内容が全然不十分だから、ちゃんと先ほどの話が出たように、介護が必要な方もいるから、介護の資格も取るようにということで、執行部のほうにお願いもしていたわけです。

だから、その部門は一体どうなっちゃったのと。それと同じような組織を、またつくりましょうというのであれば、じゃあ今までのやつは、ちゃんと総括して、それで新たにこれをやるのであればいいですよ。何かうやむやにしたままで、今まで、要は民生委員が、いや、なかなか成り手がないうから、やる気もないから、うまくいかないというような担当課の話がありましたけれども、そういう形でできないということで、うやむやにして終わってしまって、また違う形というのはいかなものですかということで、その総括をどうするんですかという質問なんです。

○議長（柴田 孝君） 8 番、池沢議員。

○8 番（池沢俊雄君） 休憩させていただきませんか。

○議長（柴田 孝君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後0時12分

○議長（柴田 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

2 番、宮坂陽一郎議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） ここに、先ほどもお話ししたんですけれども、これ、町長の設置機関になっていますよね。ということは、これ、委員というのは町長が決めるわけです。

だから、確認するところでは、そこに今まで本来だったら、この要援護者に対して発災時に避難支援をするべき人たちが、これは、じゃあ民生委員以外にも、ほかの社協とか、分からないですよ。そういったところがあるんだと思いますけれども、それが機能していなかったわけです。だから、これをつくるわけでしょう。

機能していないのに、その機能しなかったところの人間を委員に持ってくるというのはいかななものでしょうというのが私の意見ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

この議会の中での議員の一つのご意見ということで承りますけれども、附属機関の委員の専任につきましては、執行機関の専任事項でございますのでご了解いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2 番、宮坂議員。

○2 番（宮坂陽一郎君） であれば、それが適正な、やはり委員が選定されるような形にするために、この機関を町長の附属機関ではなくて、もっと別の形にして、これが町民も見えるような形で選定されるような、そういう協議会にすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

これを附属機関にしないで、その他の懇談会とか要項等でやれる団体にして、もっとやりやすい形、もっと執行部がやりやすい形にするというのが、全国的にはどうか、この社会の中で問題視されているわけです。

それを、きちんと議会に附属機関として条例で定めて、きちんとした形でオープンな形で議論をしましょう。これこそが執行機関が求める附属機関であるということになりますので、昨日の質問でもございましたが、レベルを下げるとか、そういう話も昨日ございましたが、まさにこの形こそが、皆さんに広くつまびらかな形でやるものでございますので、そこについてのご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） 少なくとも、この協議会の会議の内容を、この本会議と同様に全文公開するという形をぜひとっていただきたいんです。その委員の方がどういう意見を述べられて、どういう議論がなされたかというのが、やはり町民として知るべき内容だと思います。

これは、ぜひ全文、要は本会議と同様ということです。そういう形で議事録が残るという条件であれば、この設置に関しては賛成させていただきますけど、いかがですか。

○議長（柴田 孝君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

原則といたしましては、公開ということが前提となりますけれども、この中身につきましては、非常にセンシティブな関係のものもございますので、その会議において、その都度、今日は、今回はとか、そういうこともあるかもしれません。

ここでお約束ということはできません。中身については、非常に個人の情報を含むものを議論することもありますので、全てここで約束をしてくれということで、「はい、分かりました」というわけにはいかない。この旨だけご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 孝君） 2番、宮坂議員。

○2番（宮坂陽一郎君） ありがとうございます。それでは、今のお話を受けて、では、個人情報に関連する部分だけ黒塗りで、それで公開をいただくと、そういう形で、ぜひお願いしたいんですが。

その中に出てくる話題になる個人の情報ではなくて、町民が知りたいのは、この委員がちゃんとやってくれているかどうかというのを、やはり、町民も見たいわけです。

だってこれ、報酬が発生するわけですから、税金使われる方々です。その方々が、一体、その会議の中でどういうふうに意見を言って、この課題に関していろいろと努力されているかというのを、それをぜひ町民に分かるように、今、言ったような形で、基本全文公開、ただしプライバシーに関わる部分だけは黒塗りで公開すると、こういう条件でいかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（柴田 孝君） では1回、最後の答弁とします。ただいまの質問に対する答弁を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） お答えいたします。

私のほうで、今、議員の言われたことに対して、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、こうであるというお約束はできません。

協議会が開催されまして、協議会において会長を置いて、そこで議論が始まるという、諮問会議が始まるというふうに承知しておりますので、協議会の会長とメンバーの皆さん、そして民間の専門家なども踏まえた中で、どのようなことが最も望ましいかを議論いただいて、その結果が全文の公開だとか黒塗りだとか、そういうこともあろうかと思えます。

私、この段階で細かいことまでご答弁できないというところで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（柴田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町執行機関の附属機関設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柴田 孝君） 日程第10、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

月岡町長。

○町長（月岡清孝君） 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、条例規則等に規定する附属機関等に係る報酬額のうち、公民館建設推進委員会委員長及び公民館建設推進委員を廃止し、また新たに避難行動要支援者支援検討協議会会長及び避難行動要支援者支援検討協議会委員並びに避難行動要支援者支援検討協議会の学識経験者を追加するものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 補足説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井 浩君） 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、公民館建設推進委員会の設置目的が達成され、公民館建設委員の任期が完了したことによりまして、長柄町公民館建設推進委員会設置要項を廃止いたしました。

これにより、別表の公民館建設推進委員会委員長及び公民館建設推進委員会委員を削除いたしました。

また、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動時に支援が必要な方について避難支援等をするために個別避難計画を作成することが努力義務となりました。個別避難計画の作成を行うに当たりまして、必要な事項を協議するため、避難行動要支援者支援検討協議会を設置することに伴い、別表に避難行動要支援者支援検討協議会会長及び避難行動要支援者支援検討協議会委員並びに避難行動要支援者支援検討協議会の学識経験者を追加し、会長及び委員の報酬については、他

の委員会と同様に日額5,500円、5,000円とし、学識経験者につきましては近隣市を参考に2万円として改正を行うものでございます。

以上、補足説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柴田 孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（柴田 孝君） 挙手多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（柴田 孝君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年長柄町議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後 0時25分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員